

## 平成22年知立市議会12月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成22年12月14日（火） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

安江 清美	池田 滋彦	永田 起也	石川 信生
風間 勝治	高橋 憲二	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	佐藤 勇二	土木課長	稲垣 衛
建設課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊藤 竜也	都市計画課長	鈴木 克人
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 秀治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第58号	知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 衣浦東部都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程及び	原案可決
議案第59号	衣浦東部都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の 一部を改正する条例	〃
議案第60号	市道道路の認定について	〃
議案第61号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案第63号	平成22年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第67号	平成22年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第68号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃

午前10時00分開会

○永田委員長

おはようございます。

それでは、委員及び当局にお願い申し上げます。

質疑につきましては、簡潔・明快なる質疑・答弁に御協力くださいますようお願い申し上げます。

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は7件、すなわち議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第63号、議案第67号、議案第68号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第58号 知立市地区計画の区画内における建築物の制限に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

議案第58号に関して質問をさせていただきます。

知立駅周辺地区整備計画区域内にある建築物に関連して、駅前ロータリー内のケヤキに群がるムクドリ、現在は周辺の電線に群れておりますが、このムクドリのふん、騒音被害についてお尋ねします。

昨日の委員会でも議論となりましたが、知立市の玄関とも言える知立駅前の知立市のシンボルとも言えるケヤキの木、その枝が見事なまでも剪定され、無残にもネットで覆われてしまっています。当然、ムクドリはネットをくぐってまでもケヤキに群れることはなくなりましたが、駅周辺の商店街、とりわけ飲食店の図上の電線に群れることとなりました。まず、この件につきまして、当局の御見解を伺いたいと思います。

○都市計画課長

ただいま安江委員のほうから、ムクドリということで、駅前でございますか、知立駅、知立市のシンボルである玄関口ということでございます。かなり以前から、ムクドリの対策に対しては頭を悩ませていることであります。数年前からケヤキにおいては、鏡、CDだとかそういったもの、音だとか、そういったことでいろんな対策をして

きたわけなんです、最終的には、今のまちづくり委員会の皆様の御協力を得ながら進めてまいりました。

非常に心苦しいんですが、剪定等を含めて、またその下で往来する駅の利用者、また広場の利用者の方々に非常に多大なる迷惑をおかけしてきたものですから、今の状況としてはネットをやらざるを得ないということでやらせていただきました。

そして、それが原因であるかどうかはなかなか難しい判断ではございますが、電線のほうにムクドリがことしもとまっていると。11月からはムクドリのほうもいませんが、夏の間は少し御迷惑をおかけしていたような状況であると判断しております。

○安江委員

そうすると、ケヤキの現在の状況をよしとされて、あのまま今後もずっと続けられるということでありましょうか。

○都市計画課長

現在に至るまでは、非常な人数、協力者の方、そしてお金のほうもかけてきました。それが最終的な判断として、ほかの対策も考えるところでございますけれども、今の状況が得策であるというふうに私どもは考えております。

○安江委員

そうすると、ケヤキを本来の姿に戻すおつもりはないとおっしゃられるわけですけど、知立駅周辺の住民に現在は多大な迷惑をおかけしているわけです。そういう苦情が届いております。ケヤキ難民ならずケヤキムクドリ、難鳥の群れをこのままにしておくおつもりなんですか。

知立しみどりの基本計画を策定され、あらゆる緑、オープンスペースに緑をと標榜されるおつもりならば、まず知立市の玄関であるところの駅前に立つケヤキを緑たわわな立派なケヤキにすべきとは思われませんか。

現在のケヤキを眺めますとき、なぜか市長と重ね合わせてしまいます。枝も無残に払われ、その上、ネットをかけられてしまい、本来の伸びやか

な姿を發揮できないままに現る現状、見るに忍びない思いすら抱きます。ムクドリが群れる秋から春までの間、簡易アーケードを設けるとかして、何とか知立市の木であるところのケヤキを本来の姿に戻していただきたいと思うところであります。

市長の御見解を賜り、この質問は終わりとします。

○市長

安田議員の今の御意見、そして御指摘、私も思うところであります。

安田議員も御案内かもしれないんですけども、以前のときは、あのケヤキにムクドリが群がって、非常に、せつかくのきれいな東屋の屋根に、また人が歩く通路にふんがいっぱいありました。汚いだけに限らず非常に歩きにくい、踏んで滑るということも非常にあったわけでありまして、現在見ていただくと、おかげさまで非常にきれいになっているわけでありまして、一方、緑がなくなると、私も寂しい思いがあります。

ムクドリ対策としては、昨日の議会で申し上げたんですけども、例えばピストルの音を録音しておいて時を決めて鳴らすとか、あと黒猫だとかフクロウとかを木のそばに寄せて、イミテーションなんですけれども、それで驚かしていたりとか、そういうことをやっていたんですけども、なかなか効果がないということで、今の状態であります。

このままでいかどうかというのは、私も担当のほうもやはり気にしておるわけでありまして、特効薬というのがなかなか今、調べていてもわからないという状況でありますけれども、これは今後の、付近に迷惑がかかっているというのも重々知っております。研究課題、これからも検討していかねばいけない課題だなというふうに思っておりますので、また、いい御意見がありましたら、こういう提案がありましたら、またお聞かせいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

それでは、58号について、少し基本的なことをお尋ねしたいと思います。

本条例は、建築基準法で定めている建築物の規制をさらに一定の地区の中にあつて、建築基準法を超えて、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を条例によって定めて、言ってみれば、その地域のまちづくりの申し合わせといえますか、その地域の憲章、まちづくり憲章みたいな形で、お互いにそこを認識、自覚しながら、我が居住地を豊かなものにしていこうと、こういうねらいに満ちたものであります。

現在、別表1の第2条関係でありますように、既に上重原地区特定区画整理内、八橋農住区画整理地区並びに今、御指摘のあった駅周辺の整備エリア地区において条例化されているもの、これをワンセットにし、新たにまとは地区を入れるということで、市内4地区において、この地区計画条例を制定し、推進しようじゃないかと、こういうものだというふうに理解いたします。

それで、駅周辺以外の3地区、新たにふえるまとは地区を含めて3地区は共通の建築物の制限等を設けて、共通のテーマで地区計画を推進しようというふうになっていると理解いたします。

その第1は、私のほうから申し上げて恐縮ですが、第5条 敷地面積の最低限度、容積率、建ぺい率あるいは用途区域等は共通にかかわる問題で、第5条で建築物の敷地面積の制限、これは160平方メートルを下回らないと。要するに、50坪の宅地を最小限度の宅地にしようじゃないかということ。

二つ目には、壁面の位置の制限を第8条で明記しております。すなわち道路にあつては1メートル、隣地にあつては0.5メートル以内には壁面をつくらないと。これは別表2にエ、オに160平方メートル、1.0メートル、0.5メートルというふうに書かれております。

ちょっと長くなったんですが、的場を含む駅周辺以外の3地区については、敷地の最小限160平方メートルと道路からの壁面の後退を1.0メー

ル以上、あるいは隣接地を0.5メートル、それ以上離して壁面を建てよう、建築物を建てようという、この三つの規定ですね、これを建築物の共同の目標に地区計画を条例化するというふうに私は理解をするわけですが、その理解でよろしいでしょうか。

○建築課長

今、第2表で説明をしていただいたわけですが、2表の中で駅周辺については、160平方メートルというその規定は入っていませんので、読んでいくと3地区の規定になるということでございます。

○高橋委員

駅周辺は高さ制限ね、これより高くしちゃいかんとか、これより高くしなさいというふうに駅前のこれは商業地区ですから、商業地区に見合う別な用途が規制されております。

これをちょっと置きまして、住居計画区域の三つの地区、的場を含めて三つの地区は、160平方メートルと1.0メートルと0.5メートルと、この三つが地区協定の約束事だと、条例の中身だと、こういう理解でいいですね。

○建築課長

今、委員がおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

そういうことなんです、私、ちょっと疑問があるんですが、これは都市計画審議会で既に議決を経て、これは県の都市計画審議会にも上がっていくわけですが、そしてここで条例化ということなんです、今、言った161.0平方メートル、0.5メートルは、それはそれでよくわかるんですが、もう一つ生け垣・柵の制限をしているのではないかと、いうぐあいに思うんです。

すなわち道路からは1メートル以上離して壁面を建てるんですが、例えば、壁面全体がブロック塀で覆われて視界が見通せないというようなことはいけないということになっているんじゃないですか。

すなわち、生け垣あるいは透視性のあるフェンス・鉄柵等として、ブロック塀等、これらに類す

るものを設置してはならないと。ただし、フェンス等の基礎でブロック塀等、これらに類するもの高さが0.6メートルまではよろしいと。つまり60センチまではブロックを積んでもいいが、60センチ以降は透視性のあるものにしなさいよということも地区計画の中に入っているんじゃないですか。違うんですか。

○建築課長

地区計画の中では、地元で合意をしていただくということで、地元で合意をしていただく中に垣柵という項目が入っておりまして、建築条例の中には、現在、垣柵の制限についてはうたっておりません。

○高橋委員

これはしかし、都市計画決定で、まよば地区はこれを決定しているんじゃないですか。これは都市計画決定されているんですか、されていないんですか。

○建築課長

審議会を経まして、都市計画決定が同時にされるということですね。12月末に告示をされて決定しているということでございます。

○高橋委員

12月にされているかどうかちょっと微妙ですが、しかし、少なくとも上重原特定土地区画整理内、この別表第1で言っている上重原整備地区、あるいは八橋地区は、これが生きているんじゃないですか、都市計画決定として。柵の取り付け方法、透視性の柵でなきゃいかんよと。60センチまではいいけども、それ以上高い、透視性のない柵はいかんよというのは生きているんじゃないですか、現在も。そこはどうですか。

○建築課長

パンフレットのほうでは、申し合わせを守っていくというところに、垣柵として、申し合わせを守っていくものということで垣柵、構造の制限ということで挙げさせていただいておりまして、地区としては、その垣柵を守って環境を守ると、保全していくということで進めておりますけど、条例の建築制限の中には、そこまではうたっており

ません。

○高橋委員

まとば地区については、先日の都市計画審議会、これは議案第1号ですよ。私も特別委員長で入れてもらっているんだ、審議委員に入れてもらっているんですが、ここで今、申し上げた160平方メートルと1.0メートルと0.5メートル、そしてフェンスは透視性のものだと。60センチまではブロック塀でやむを得んけども、60センチ以上の高いものについては透視性のものでなきゃいかんということをごをここで都市計画決定されたんでしょう。私、手を挙げました、これ。

それで今、お話を聞くと、12月には県の都市計画決定がされると。つまり都市計画決定されているんですよ。されるということですよ。

まとば地区は日程的にやや微妙なので、八橋農住、上重原については、これは都市計画決定されてないんですか、この柵の透視性については、

○建築課長

上重原地区、八橋地区、現在の地区計画がございますが、そのものについては、垣柵というものは、今回のこの現在建築条例の中には含まれておりません。

○高橋委員

建築条例に含まれているかどうかを聞いているんじゃないです。これは含まれてないことは条例を見ればわかる。

この項目は、なぜのってないのかということですよ。都市計画決定されているのか、されてないのか、どうですか、八橋と上重原は。的場は間もなく決定される、あるいは決定されたかもしれない。これは審議会で決定しておいて、なぜ都市計画決定されないんですか。

○建築課長

審議会の中身は、私のほうは承知しておりませんが、建築条例でいく中においては、垣柵については地元で申し合わせをして、これを地域でもって守っていくという従来の流れですね。上重原地区、八橋地区で同じように、今回のまとば地区も同様にそれを守っていくということでございま

して、都市計画決定は従来のものはしていませんということになります。

○高橋委員

的場はするとおっしゃったやないですか。鈴木都市計画課長、あなたと一緒に審議会に出まして、これは何ですか、都市計画決定してないんですか、この柵は。だって同じところに同じ欄に書いてあって、これを都市計画せずに160平方メートルと1.0メートルと0.5メートルは都市計画するけども、60センチは都市計画決定はしてないなんて、いつだれそんな報告をしたんですか。私は一蓮托生、ワンセットだと。要するに、四点セットの合意だと、こういうふうに理解しているんですが、これは条例にのってない。なぜですか。

○都市計画課長

前回審議会のときに、高橋委員がおっしゃるように、透視性のあるフェンス・鉄柵等とし、ブロック塀等、これらに類するものは設置してはならないというふうに。

○高橋委員

ただし書きがあるでしょうが。何でこれが条例にならんの。都市計画決定にならんの。これを含めて決定したんでしょうが。

○都市計画課長

このときにこの都市計画決定の中に書いてありますので。ちょっとこの辺、検討させていただきたいです、答弁に対して。

○高橋委員

検討させていただく、これは都市計画決定行為でしょう。ムクドリの話とちょっと違うんですよ。ムクドリと話が違って、都市計画審議会で私、議案そのものを持っていますよ。

議案第1号 西三河都市計画地区決定案についてと知立決定と、八橋・まとば地区計画と、1ページめくると、西三河都市計画地区計画の決定（知立市決定）と書いてある。ずっと書いてあって、同じトーンと同じ色調と同じ枠内で160平方メートルと1.0メートルと0.5メートルと柵の規定が明確になっておる。これはそのものでずっと都市計画決定されたんでしょう。何で都市計画決定

されたものが条例で柵の透明性だけが欠落しているのかということをお聞きしておるんです。

明確な話じゃないの。条例が不備やないの、申しわけないけども。条例で落とされているんじゃないですか、そこは。部長、どうですか。

○都市整備部長

私のほうから、都市計画決定と、それから条例の関連性についてお話をさせていただきます。

まず、地区計画というのは、都市計画法に位置づけられております地区指定でございますので、当然、都市計画の決定を経て、いわゆる地区計画という定めが有効になるということでございます。

この中に、地区計画を定めるときに地区の目標、こういった地域にしていこうかという目標、それから具体的なそれに対する整備計画ということで、今回の場合は、土地利用の誘導ということで、敷地の面積を160平方メートルにしましょうとか、それから一部については用途地域も、規定の用途地域から制限するものを入れていこうと。

例えば、現行の用途地域の中で建てられるような工場とか、いろんなそういった、地区計画の都市計画決定をされても、これはあくまで都市計画上につけられたということで、当然、これは都市計画として守っていただくということになるわけですが、手続的にも、地区計画の届け出という形で、その行為に対して届け出をいただくということで、それに従って地区計画に適合しているかどうか審査をさせていただくということで、適合されてなければ、これは修正の勧告をさせていただきます。ただし、都市計画の法令の範囲の中では強制力はありません。勧告はさせていただきますが、実態として、それを強制することはできないという形になっております。

そこで、より地区計画のまちづくりを担保するために、一部条例化をして、建築基準法と連動させて実行を担保していこうということで、特に敷地面積、それから用途、こういった部分については、建築確認行為の中身でございますので、こういった部分については条例化をして、より確実な担保をしていこうということでございます。

じゃあ垣柵についてはどうなのかというところでございますが、こちら辺については、建築基準法という中身からすると、建築物工作物の対象範囲から外れてくるということもございまして、こちらのほうの資料にも書かせていただきましたが、条例として守っていただくものと、それから都市計画として、地区のルールとして皆さんで申し合わせして守っていこうということで、そういった部分、一部は柔軟な対応という形で、条例化するものと都市計画の位置づけだけでとめているものと分けているということでございます。

○高橋委員

そんな勝手な論理はきょう初めて聞きました。

建築基準法で10平方メートル以上の構築物は、これは基準法の許可がないと構築できないですよ。だから、そういうものについては条例化するんだと。壁面の位置、あるいは敷地の広さ、壁面の位置は建築基準法で担保できると。

担保できないんですよ、門扉・柵は。10平方メートル未満で背の低いものについては建築確認申請は要りませんから、要らない門扉・柵がいろいろと弊害を起こしているんですよ。だからこそ条例でその担保をして、透視性がないじゃないですかと。都市計画決定してあるとおりにやりましょうよと言って、条例で担保しなかったら、この項目は抜け抜けになっちゃうじゃないですか。

建築基準法で補足できる案件はよろしいですよ、まだ。ここの地区計画は決定されているから、申しわけないけども、公道から1メートル未満に壁面を建ててもらっちゃ困りますと指導できます、地区計画、条例がなくてもね。

ところが、門扉・柵は確認申請を伴わないケースが多いですから、条例でそこを担保する仕掛けがなかったら、こんなことは都市計画決定してもズルズルになるじゃないですか。そういうことになりませんか。どうですか。

○都市整備部長

垣柵ですね、そういった部分、また意匠、建物の形態だとか、それから色とか、そういった部分については、今まで地区計画、過去いろんな地区

で取り入れられております。知立市だけでなく全国的にやっておりますが、そういった部分については、やはり条例という形で強制力を持たせるといよりも、地区のルールとして、これはまたそれぞれ時代の中でいろんな見方、変化も出てきますので、そういう中で地区の申し合わせとしてやっているという形がほとんどでございますので、いわゆる条例化をして強制的にという部分ではなくて、地区のルールとしてやっていこうということで、これまでの知立市の上重原、それから八橋についても同様の考え方で、地域と合意してこういった形でやっていただいております。

○高橋委員

ちょっと翻ってお尋ねします。

地区計画というのは、建築基準法62条、68条2に基づいて行うんです。地区計画そのものは、条例がなくても都市計画決定すれば、地区計画ということでそれは担保されるということですか。

○都市整備部長

地区計画自体は、これは都市計画法に位置づけられている地区でございます。基準法で今、こちらの条文の68条の2の第1項というのは、これはあくまでいわゆる建築に関する条例を市町村が定めることができるという規定がございますので、その中で条例として位置づけているということで、これは条例化されなくても、当然、都市計画としての有効力はありますので、ある一定の勧告までは可能です。だけど、それを担保するために条例化をしていこうということでございます。

○高橋委員

私は、柵と垣根だけは条例から外して、要するに、都市計画法上の地区計画の位置づけにしておく。これは、もしそれを犯した者があっても、勧告して、だめですよという勧告ができる。

今度の地区計画は罰金ですね、20万円、出ていますが、これを犯すと20万円の罰金だと、こういうふうになっています。

罰金を課して秩序を守るという地区計画にはなじまないと、この門扉・柵は。それはだれがどうやって決めるんですか、失礼ですか。

これはまとは地区の人が共通にこのことを了解して、これは条例にしなくても結構ですと、申し合わせで結構ですという合意に基づいて条例提案されておるといことですか。そこはどうですか。

○都市整備部長

具体的には、手続的には、地区計画を定めるときには、当然、これは一定地域に対する制限というのがかなりきつくなってまいりますので、都市計画の手続の中でも、私どもの条例の中に手続条例がございまして、通常の案の縦覧の前にですね、原案をつくる前に、素案の段階で地域の方を対象に素案の縦覧という行為をさせていただきます。そういう中で、都市計画のまず案をつくっていくということでございます。

それと並行して、地域の方といいますか、これまでは区画整理という、そういった団体を中心の中でお話をさせていただいておるわけですが、条例化をしていく部分と、それから地域で守っていこうという、そういった部分と分けていきましようというお話をさせていただいて、こういった形でまとめているということでございます。

○高橋委員

ともに都市計画決定をしたということは事実なんですよ、この柵の問題も。そこにかいほどの強弱があるのかと、関係住民は。今度は開発業者を含めて民間開発でやったんですが、これはこういう担保していこうじゃないかと。グレードの高い住宅地にしようじゃないかというのが共通の願いだと思っんですね。だから、そこに強制力のある都市計画決定をやって、お互いに仲よく守ましようという制度化的な発想からもうちょっと進めて、お互いに法律行為として守っていくんだよと。

要するに、この項目を担保しようと。160平方メートルも1メートルも0.5メートルも、透視性の柵も、同じ共通のレベルであり、共通の課題だと。それを行政が余り対してやっていないから、門扉・柵についてはですね、門扉はいいと書いてあるが、柵については透視性は申し合わせなことを、そんなトーンダウンをあなたのほうが勝手にやることに私は大変憤りを感じますよ。

条例でいいじゃないですか。やりましょうよ、これを。何でそこでトーンダウンするんですか。私は、行政の意図がよくわからない、政策的意図が見地が。やりやあいじゃないですか、今度の条例の中にうたえば。また、そういう説明はひとつもなかった、都市計画審議会。

都市計画審議会は条例を審査する機関じゃないですから、余分なことを言わんでもいいということかもしれませんが、要するに、審議委員はそういう良好なまちづくり、グレードの高いまちづくりを、そうだ、そのとおりだと言って、担保するために皆さんが挙手をされたと思うんです。

ところが、行政はそこに強弱があったんだと。罰金の対象になるのは、161.0平方メートル、0.5メートル。透視性の柵は勧告の範囲だと。何でそういう政策的段階を設けるんですか。私は一気にやったらいい。

○都市整備部長

同じような答弁の繰り返しでございますけども、やはりこれはすべてを条例化して担保していくという形というよりも、地域で守っていこうというルールで、そういった部分、特に垣柵という部分については、そういった地域の申し合わせでいいんじゃないかということの地域の理解という部分で、こういった形で分けております。

○高橋委員

それは地域の人々がそういうふうなレベルの違う規定であることを甘受されておるんですか、都市整備部長。あなたが勝手にランクづけをしているんじゃないですか、行政の側が。

住民も合わせて今のような議論に参画して、そういう到達が住民の現在の合意事項だと、こういうことですか。

○都市整備部長

私どもとしては、そういった形を経てやってきたと。

また、パンフレット等についても、条例で守っていただくもの、地域のルール、申し合わせでやっていただくものと分けて、そういった御案内もさせていただいております。

○高橋委員

パンフレットはあなたたちがつくるわけでしょう、文言も含めて。そういう合意はされているかということが大事なんです。守りましょうということでもみんなが腹を決めたから地区計画というのはできるんです。それはすぐれたことだと思います、私は。民主主義の熟度が進まないという話はできません。

隣は何をする人ぞと。あっちゃ向いちゃこっちゃ向いちゃという地域では、地区計画なんていう高度なまちづくりはできません。それを担保するために都市計画法があり、地区計画があり、さらにそれを進めるために今回提案されている条例化によるまちづくりの担保、これは規制ととらえれば規制なんだが、逆に言うと、心地よい環境をお互いに甘受するために、こういうことはきちっとさせようじゃないかというのが条例でしょう。

そのときに敷地面積と後退は罰金の対象にするが、透視性の柵は対象にしないと、勧告なんだということを本当に議論されてした到達ですか。

担当課長、あなたはそういう認識ですか。そこをはっきりせんとまずいですよ、それは。行政の独断じゃないですか、そんなことは。何でみんなのレベルに行政が合わせようとしません。みんなのレベルを高めるように行政側が努力をせんかったらまずいじゃないですか。いかがですか。

○建築課長

今回の統合は、今まで既存である上重原地区から八橋地区、それに今回、的場を加えるわけですけど、今までのものを一つにするということがあります。

今、言われたように、垣柵については、今までは条例には入っておりません。これは先ほども整備部長が言われたように、建築物ではありませんので、当初つくったときには、そういう意味合いと、それから建築ですね、例えば垣柵というと、一般的に建築を建てる場合、建物を建てて、後からまたお金がたまってから外溝をやるという場合もあります。だから同時に、建築確認で垣柵のところまで出てくれば、ある程度は見る事ができ



るんですけど、本体だけつくって置いて、また1年とか2年おかれてから、資金がたまったからつくるといふことも想定されます。

そういう意味合いがあって、条例の中に例えば入りますと罰則規定もあります。そういうことから、そういうものを入れていくと非常に難しいということもありまして、当時の決めたものはそこには入ってないというふうな理解をしております。

○高橋委員

だからね、垣柵は建築確認申請を必要としないんですよ、一般論は。垣柵が建築確認申請の対象になるなら、あなた、いけませんよと、ここは地区計画でそんなブラインドのフェンスをやってはいけませんよと、60センチまでですよ、ブラインドはという指導ができるんですよ、建築確認申請行為が前提になれば。

しかし、さっきから申し上げているように、垣柵は確認申請は要りませんよ、一般的に。だから、道路後退を無視して、敷地いっぱいには垣柵が建つんじゃないですか。

道路後退、なぜ2メートル下がらないのか、しょっちゅう問題になっていますよ。それは建築確認申請が要らないから、道路後退、センターから2メートル下がらずに、自分の敷地1メートルのところには垣柵が建つでしょう。どれだけまちが苦労したのか。

一遍できたものをとれとは言えないと、民法だと、道路後退はね。行政にその権限がない。だったらどうやって道路後退をやるのかといて、道路後退のプログラムをつくっていれば、それはその分は寄附してもらって、測量すると金がかかるから、くだけ打って、仮の道路くいをね、それを検束して、固定資産税をこれだけ減免することまで今やって苦労されているわけでしょう。そして、何とか4メートルのギリギリの道路を長い年月の歴史的な経過の中で担保していこうじゃないかと。何でこんな悲劇が起きるか。確認申請を用いないからですよ、垣柵が。

用いるならば、そこで行政指導ができます。行政指導ができないから、そういう実態になってい

る。みんな苦労しましたよ、郷の中に住んでみえる方々は。

そういう経験からすると、門扉・柵は、ちょうど金がたまってからやられる方が多いので、そういう人たちの障害になってはいけないから、条例から外したというのは、行政が従来から学んできたまちづくりの基本から逸脱しておるのではないかとというのが私の意見なんです。

そのことを快しとせず、そんなことを条例で決めてもらっちゃ困るという方が本当にみえるんですか。そんなことを条例で決めてもらっては困るという方はみえるんですか、私が聞きたいのはこの地区計画の中の人々に。

そういう方がみえて合意ができないというなら、条例事項から外して、あえて都市計画決定の範囲である地区計画に甘んじてそれを粛々とやるかもしれない。私はそういう方はみえないんじゃないかと思うんですよ、地区の中には。

いいじゃないかと。お互いに強制し合いながら、いい環境をつくろうじゃないかと。だから、地区計画という崇高なまちづくりが実現しているわけでしょう。なぜ、それを生かそうとしないんですか。もう一度お答えください。

○建築課長

答弁は繰り返しになりますけど、今回は今までの地区計画を統合するという意味合いもありまして、そのことについて各地区で、その部分についての話し合いというんですかね、そういうものは当初のときにははされているわけですけど、その当時には申し合わせということで進んできているものでございますので、今回、それを新たに条例化ということの手続にはなっていないということでございます。

○都市整備部長

既に先人である八橋農住・上重原特定土地区画整理事業内で、垣柵で具体的に申し合わせがやぶられているというケースがあるんですか、ないんですか。どちらですか。

○建築課長

私のほうでは、それは実際には担当課が違いま

すので、私のほうは、垣柵については掌握はしておりません。

○高橋委員

それはどこが所管ですか。

○都市計画課長

不的確となる場所ということではよろしいですか。

上重原地区でございますと、私どもに今、届けということで報告という中では、違反構造物はないという届けであります。それで守られているところでございます。

○高橋委員

そういう事例はないと。皆さんが守っていただいていると。だったら別に部長が心配されているように、きつく出るより申し合わせでいいなんていうことを言わなくても、条例化して明確にされたほうが良いというふうには思われませんか。

これね、罰則の中にだれが罰せられるということが書いてあるわけでしょう。

建物が道路から1メートル以上離れておれば問題ない、今度の条例はね。ところが、道路の端から1メートル未満のところに建物が建っちゃうとは、こんなことは確認申請上、ペケなんだけど、建った場合には、これはだれが罰せられるんですかね、条例で。

○建築課長

今、言われるのは、13条の第1項第2号でしょうかね。第4条、第6条第1項に壁面位置の制限というものが入っておりますので、それでいきますと、これに違反した場合は、建築物の設計者ということがあります。括弧書きでその他の場合も入っていますが、実際に違反を行った者が罰せられるということです。

○高橋委員

だから、ここは地区計画の条例のあるまちだと。地区というのは設計者は熟知しとらないかんわね、当然のことながら。もし知らんで、道路いっぱい家を建てて持っていけば、確認申請はペケですから、そこで却下されます。

ところが、門扉・柵というのは、垣や柵という

のは、必ずしも一級建築士が設計するものじゃありません。まちの造園屋さんが、あるいはまちの工務店が、あるいは流れの工務店にやってもらう方もあるんですが、やるんですね。そのときにそこが地区計画の条例にはないが、都市計画決定された地区計画で垣根の規制をしているんだということ承知しない方がたくさんみえるんじゃないですか。

透視性の悪いブランドをやっちゃったと。それも確認申請は要らないと。これはだれがそこで罰せられるのか、だれがそこで規制されるのかさっぱりわからないじゃないですか。

現在は、こうした地区計画ができて、まだ長い年月がたっていない。その施主さんは、これを決定した、申し合わせしたときの施主さんが、そのまま例えばそこに所有権を持ち、そこで暮らしていらっしゃるといのは、多分、一般的でしょう、現実的に農住も上重原も。しかし、代が変わるその他になってくると、それは担保できるかどうかわからないという側面も出てくるので、これらを条例できちとうたって、とりわけ垣根については、くどいようですが、確認申請は要らないので、そこを条例で明確にすると。

そのことについて異論を唱えている人があるかどうかよくわからないと。現実的には、そこを違反している物件はないということであれば、行政の認識が少し違うのではないかと、現実と。私は、踏み込まれてもいいと。そのことを承知で都市計画決定のまないたに乗って、私たちはこれを宣言しますということで、まないたに乗ったわけですから、部長いわく、これは申し合わせ、これは条例と。そうして、あえてすみ分けをしなきゃならないような問題ではないと。むしろ条例化することによって建築確認の要らない柵等については明確に担保できるというふうに思うんですが、林市長、どんな御所見でしょうか。

○市長

今の議論をるお聞かせいただき、高橋議員のおっしゃることもわかるわけですが、やはり今回の私どもが挙げさせていただいた条例案は、

建築基準法に基づいて挙げさせていただく。

一つは制限、地区計画で定めたことに対して制限を加えていくという、そんな内容であります。

一方、地区計画の趣旨というのは、御案内のように、先ほどから答弁させていただいておりますが、地域の方々の自主性を非常に重視するというのが視点にあるわけでありまして。できる限り、やはり自主性、条例で制限を加えていくというスタイルじゃなくて、できる限り自主性を尊重していくというのがこの地区計画の本筋であろうというふうに思っております。

でありますけれども、行政といたしましては、効果が違う形になってくると、やはりちょっと違うのかなという思いがあるんですけども、先ほど答弁させていただきましたように、先行しております八橋農住にしても、上重原特定にしても、効果としては、地区計画に基づいて現在なされているということで、効果としては、現在のこうしたあり方でも問題がなかったかなというふうには思っております。

いずれにしても、地区計画については、地域の趣旨を尊重する、そんな視点でやはり進めていくことが大事だなというふうに思っております。

○高橋委員

一般論を市長から何う気持ちはさらさらないわけですけども、地区の中へ一遍入っていただいたらどうでしょうか。地区の方の意見をもう一遍聞いてくださいよ。

それでね、160平方メートルと建物の敷地境界は、これは建築基準法で明確に担保できます。別に条例がなくても担保できます。地区決定してあれば、地区計画でやればいいでしょう。違うの。何で違うんですか、教えてください。

○都市整備部長

あくまでこれは都市計画法で位置づけている内容が敷地面積ということでございますので、これを確認申請で審査をするということは、条例化されていない以上は、いわゆる市の建築に関する条例という位置づけがない限りは、地区計画をもってその審査の対象ということになっておりません

ので、あくまで160平方メートルという担保を確実にしようということになれば、条例化をしていくということが、これがもう必須でございます。

○高橋委員

道路からの後退、隣地からの境界も同じことですか。

○都市整備部長

隣地間は民法で50センチ規定とかございますけれども、これは当事者間で話し合えば、またそういうのを縮小することもできるという解釈もございますので、完全な担保ができないということもございます。

そういった部分で、今の条例化した内容を確実に担保しようとする、条例で定めていくしかないということもでございます。

○高橋委員

ということは、地区計画を都市計画決定しても意味がないと。勧告はできるとおっしゃったですね、さっき、地区計画であれば。だから、あなたは160平方メートルを二つに割って、別の所有者に売ってはいけませんよと、仮に売っちゃった場合ね。それぞれが160平方メートルを満たさないという事実が将来発生したときは、これはいけませんよと、地区計画違反ですよということは勧告できるけれども、それ以上の拘束力は持たない。そこの半分になったところにそれぞれ小さなハウスが確認申請できている場合にはこれは対向できないと、こういうことを言ってみるわけですね。ちょっと確認を求めた。

もう一つは、道路面から1メートル未満のところ、もっと近いところに壁面が建つような建築確認が出てきた地区計画がある。この場合は許可がおりるんですか、おりないんですか。

○都市整備部長

建築基準法の中身まで私、熟知しておりませんが、都市計画法という法律は、あくまでこれは計画をベースとした法律でございますので、これですべてを制限、いわゆるコントロールして、罰則規定を設けてやっていくというものではございませんので、例えば、用途地域でございますが、用

途地域に指定されていますが、具体的にそこに建つ建築物というのは、都市計画法上も指定をされていますけれども、それを実際に担保していくのは建築基準法でございます。建築基準法の中で、確認申請という行為の中で、都市計画と連動して、そういった確認申請の中でそれを担保していくということでございます。

したがって、他の関係法令で都市計画に定めたものを担保していくということでございます。例えば、農地法もそうでございますし、いわゆる調整区域の中の開発等についても、そういったような農地法との連動性だとかそういう中で担保されていきますので、都市計画法単独で地区決定をしたものが担保できるかという、それができないというのが都市計画の現状でございます。

○高橋委員

そういうことを聞いたんじゃないですよ。1メートル未満に家を建てようという確認申請が出たときに、この地区計画の中で、これは確認申請が受理されてオーケーされるのかどうか。申請が許可されるかどうかを聞いているんです。

今の話だと、建築基準法が作動して許可できないというふうに聞こえるんですが、そういうことで間違いないですか、個別法で。

○建築課長

今のお話ですと、建築基準法がありまして、それにまた地区計画という条例がありますので。

○高橋委員

いやいや、条例がない場合。

○建築課長

ない場合には、ちょっとここでは当てはまらないということになりますね。当てはまらないというんですかね、建築基準法の中では。

○高橋委員

都市計画決定で地区計画が決まっていると。条例にはなっていないと。160平方メートルという敷地面積の大きさは、これは建築基準法のときの図面には出すけども、160平方メートル未満なら家が建たんということはあり得んわけですから、市街化区域であれば家は建つわけですから、道路

がついておればね。これが160平方メートル未満でも建築確認申請上はオーケーとせざるを得んと思うんです、私はね。

ところが、壁面が道路に1メートル以内だと。この場合は、地区計画の中ですよ、条例化されていない。この場合は確認申請で申請が出たときに受理されてオーケーになるんですか。オーケーになるんなら、地区計画なんか要らないじゃないですか。そこら辺、聞かなきゃ困るよ、そんなことは。

○建築課長

ちょっと難しいところですので、一度確認させていただきます。

○高橋委員

難しいということは、そこが一番のみそやないですか。

部長は、わかってないような、わからんことをおっしゃる。都市計画法というのは、概念法で方向性を示しただけだと。実態がその概念に合致するかどうかを個別法が作動したときでしかできないんだと。建築基準法は1メートル未満でも家は建つんですよ。隣との間が50センチ離れとらんでも建つんですよ、家は。

ところが、条例ではないが、都市計画決定はあえてやったと、地区計画を。この間の議案のように、これを決定したと。そういうことが事実、その地区には決定事項があると、地区計画で。そこへ確認申請が出てきて、1メートル未満のところへ家を建てたいという申請が出たときに、地区計画のないところならオーケーですが、地区計画があれば、これはだめですよというんでしょう。でなかったら、都市計画で決定した理由がないじゃないですか。

160平方メートルまでは担保できない、確認申請では。ところが、1メートル未満に家が建てば、これはだめですと、地区計画で、言わなかったら都市計画決定した意味がない。そんなものは都市計画決定せんでもよろしいということになるじゃないですか。市民の誓い程度でよろしいですよ。市民の誓い程度。どうですか。

○永田委員長

ここで10分間、休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

済みません、先ほどの件でございますが、確認したところ、建築条例の制限に関する条例がない場合は、そのまま確認ができて、おろさざるを得ないということで、条例がないと担保できないということでございます。

○高橋委員

条例がないと、1.0メートルも0.5メートルも担保できないと。そうすると、なぜ都市計画決定するのかなど。

個別法があつて、個別法があつて、今、おっしゃるように、建築の制限を加えるという、構築物の制限を加えるという都市計画法に基づく地区計画をつくっても、個別法の建築基準法がこれに連動しないという話だね、今。あくまで建築基準法上の措置を満たしておけば許可が出ますということになりますと、地区計画とは一体何ぞやということになるんですよ。これは何でなんですか。何ですか、この地区計画というのは。

○建築課長

私が答えるべきかどうか分かりませんが、地区の方で守っていただくということで、例えば区画整理をやれば、その中を良好な環境を維持していくために、皆さんで、住民合意の中で守っていくために申し合わせでやっていくということなんです。

敷地面積だとか建築のほうでやれるものについては、条例化して担保ができてくると。

垣柵については、その辺の手当が隅々までいくのかどうかというところがありますので、チェック体制もありますので、現在は条例化まではいってないということです。

○高橋委員

ちょっともう一遍確認したいんですが、申し合

わせ事項だと。これに違反しちゃった場合、市が確認申請をおろしちゃったと、1メートル未満でも。行政はおろしちゃうんだね、今の話だと、条例化でない場合。私は適法的におろされた設計書で家をつくったんだと。何が文句あるんだということになりますね、一つは。だけど、これは地区計画でそうやって認めとるんだと。何を言っておるんだ。これは新規につくっても認められたやないかと、こうなる。そうするとトラブルが起きるんですが、それはどうやって処理しようというのが地区計画の立法趣旨でしょうか。そういう場合、バッティングする場合がありますよね。それはどうやっておさめようというのが地区計画の趣旨なんでしょうか。それは勧告ということですか。どういう拘束力を持って、みんなのこの申し合わせを守らせようという措置が働くような仕組みになっているんですか。仕掛け、教えてください。

○建築課長

これは組合が当初設立したときに、こういうふうに敷地の面積だとか、それから道路から1メートル下がるとか、隣地から50センチ離れるとか、そういうことは組合の中で諮られてきて合意しているということに進められてきているということです、その中では合意は得られておることによって進んでおります。

○高橋委員

それは一つの進め方の経緯の話で、今回は民間住宅会社でしょう。それは申し合わせであつて、建築基準法も対向できないと、それはね。地区計画では対向できないということになったら、確認申請という法律行為で家が建っていくと、1メートル未満であっても。じゃあそれはどうやって担保するのか、地区計画の趣旨を。

地区計画は都市計画法でそのことをどういう仕掛けを法律上、つくっておるのかということを開かせてほしいわけです。

○都市整備部長

地区計画のいわゆる行為に対する審査確認でございますけれども、これは地区計画区域の中で、地区計画に定められた内容の行為をしよう、建物を

建てよう、垣柵をやろうとする場合は、私ども都市計画課のほうに、地区計画の区域の中での行為の届け出というのをを出していただいて、その中に建物配置位置だとか、垣柵をやる場合にはどんな垣柵をやるのかといった図面をもとに申請をしていただく。それを私どもが審査をさせていただいて、地区計画に適合しているかどうか審査をさせていただいて、適合している場合は適合しておりますという通知を差し上げます。適合していない場合は適合しておりませんということで、そこら辺の修正の勧告をさせていただくということになります。

○高橋委員

適合しなくても確認申請が受理されて許可されちゃうんですか、もう一遍。それは地区計画である限り、建築確認とあわせて都市計画課に当該の申請をしなければならないということになっておるんですか。

○建築課長

確認のほうは市がやったり、現在は民間のほうも結構多いんですけど、民間のほうには地区計画のところの場所が全部届いておりますので、その部分については、建物の位置等については、当然ながら民間のほうでもチェックはできると。

と言っても、地区計画がさきにおりてから建築確認のほうで許可になりますので、順番としては、地区計画の許可を得てから建築のほうの許可がおりるといふ順番になります。

○高橋委員

だけでも、その地区計画の許可は都市計画課が出すわけですね、私が思うのに。許可はこれはいかんよと。いけませんというわけ。高橋憲二が的場で、道路から1メートル未満に家をつくろうというものをまずあなたに持っていくと、いけませんというわけですか。

○建築課長

出てくれば、地区計画の中身を業者に伝えて、設計士に伝えて、いろんな規制があるということを承知していただいて、その中で進めてもらうという手続になります。

○高橋委員

都市計画課の指示を聞かずに確認申請行為に持ち込んだ場合は、そういうことも可能なんだね、今の話では。

○建築課長

それをやられた場合には、民間の建築確認をおろす機関が、この当地区は地区計画が入っているということを事前に知っていますので、地区計画の許可をとってくださいという手続になります。

○高橋委員

だったら受理しないということですね。地区計画の都市計画課の許可なり了解がないと、確認申請行為は受理されないという今のことを言ってみるんじゃないですか。

○建築課長

今、私が答えたのは、現状を述べたのであって、ちょっと考えが違っていました。

地区計画が条例がかかってなければ、そこのところはとめることができないということ先ほど述べたように、道路から1メートル以内のところに建物が来ても、受理をされていくということにはなってしまうんですけど。

○高橋委員

余りそういうケースがないかもしれない。まず、地区計画内に家を建てたい場合は、都市計画課に、地区計画内にこういうものを建てたいが、いかがですかというまず文書を出して申請をせよということでしょう。それをせずに建築確認のほうへ持っていけば、これは地区計画内ですので、都市計画課の了解を得てくださいと言って差し戻すわけですね、今までの答弁では。それが都市計画課長のところへ行くんだ、都市計画課へ。だけど1メートル未満に壁面が建つような構造であれば、これはだめと。だからこれは申しわけない、地区計画によって1メートル離してくださいということになっているので、1メートルより内側に、民地側につくってくださいよという指導をすると。

だけどそれを聞かん人がおって、建築基準法で申請したら、それは都市計画課へ行って許可をもらってくださいということで、ていよく追い返す

と、受理しないということなんですかということ  
を聞いておるわけなんです。受理しなかったら許  
可なんかできないですよ。

○建築課長

現在ではそういうことで、受理はできないとい  
うことになります。だから、その辺の話を無理や  
りということになってくると、法的な解釈も出て  
くるかと思えますけれども、流れの中では、都市  
計画のほうの地区計画の手続をいただいてから建  
築のほうに回るということになりますので、手続  
を無視して、ごり押しの場合がどうなるかとい  
うところまでは、そこまではイメージしておりま  
せんけど。

○高橋委員

民間が今、確認申請許可ですから、できますか  
ら、民間へその書類が回った場合は、民間がど  
こ地区計画の地区か知っていますから、まよば地  
区はだめですと。申しわけないけど、知立の都市  
計画課の地区計画の合議をしてから持ってきて  
くださいと言って突き返すわけですね、今の話では。  
民間の確認申請事業者であっても突き返す。それ  
はもう一回、都市計画課へ戻る。都市計画課は適  
応でなければ是正を求めるということであれば、  
あえて承知で法的に対向しながらやるという方  
でない限り、一応、それは水際で確認申請が受理  
されないと、したがって許可されないと、これは一  
般的だという理解でいいでしょう。さっきなんか  
は、いや、いいんだよと、そんなことを無視して  
できますよというような答弁だったんだ。だから、  
あの答弁は必ずしも正確じゃないと。そういうこ  
ともあるかもしれないと、ガンガンいけばね。

一般的には、水際で確認申請を受理しない。し  
たがって、許可しないというのが一般的な事務的  
な手続ですと。そういう仕掛けで地区計画の趣旨  
を、条例にはなっていないが、地区計画の趣旨を  
行政上の仕組みの中で担保していますと。だから、  
一般的には、地区計画があれば、それは確認申請  
で違反物件が許可されることは一般的にはないと、  
こういうことじゃないですか、さっきの答弁は。  
そういうふうにしなないとまずいじゃないですか。

地区計画があろうがあるまいが、建築基準法じ  
ゃ対向できないということになってくると話は難  
しくなっちゃいます。もう一遍ちょっと整理して、  
条例がない地区計画の段階での対応。条例があれば、  
もちろんこれはガチャッとかぎがはまります  
から、それは全然だめですけども、条例がない場  
合、都市計画課との連携の中で、地区計画の趣旨  
は担保されるというのが回答じゃないですか。

○建築課長

条例があれば条例に基づいて担保できるとい  
うことです。

条例がなければ、こここのところは強制力がない  
ということになりますので、どういった場合に出  
てくるかわかりませんが、1メートル未満の中  
に建築する人が来た場合に、条例がない限りは、  
ケースが思い浮かびませんが、もめる可能性が  
出てくるというところがあります。

○高橋委員

よほどでない限り、地区計画を犯して建物が建  
つことはまずないだろうと。建物を建てて、片方  
で地区計画があつて、法的な論点で騒動になつて  
まで家を建てるのかどうかということになれば、  
よほどの悪質な事業者等でなければ、それは今、  
言われたような行政上の仕組みで十分対応でき  
ると。そのために地区計画が必要だということもき  
ちっとされておくと、地区計画なんていうのは、  
今の話だと、あつてもなくても同じようなもんだ  
という響きではやはりまずい。

よりそれを明確にするために条例で担保する  
ということが補足的に言われて、本条例が提出され  
ている法的な根拠がお互いに理解できると。

条例になっているということは、住民の意識も  
条例で決まっておるからね。地区計画で決まっ  
ておるからねというより、条例で決まっているから  
だめですよと、お互いが牽制し合つて、まちづく  
りを制御するということになると思うんです。

私は、余り強制力を持って、まちづくりを上か  
らこうじゃなきゃいかん、ああじゃなきゃとい  
うことを決めつけるのはいかなることかと思  
うんですが、しかし、基礎的なことについて住民が合意

されれば、それが担保できるような仕組みと仕掛けをつくるというのが行政の仕事だと。担保されるような仕組みと仕掛けをつくるのが行政の仕組みだという点で言えば、柵や垣についても、そこを踏襲できるような行政上の措置がもう一步進められてしかるべきではないかということを上上げたかったんです。長いこと時間がかかったんですがね。

これは今回、民間事業者からの申し出なんですよ。これもあっと驚くハプニングですよ。民間事業者から、私たちの方から、法的にきちっとしたまちづくりの規範をつくってくれと。50坪という大変高価な物件になるけれども、あえてそれでやりたいんだと。そういうグレードの高いまちをつくることによって、私たちの商いのレベル、質のよさを売っていくんだと。そう言ったかどうか知りませんが、私が類推するにね、そういうことから地区計画を業者側から申し出てきたと。こういう前向きな姿勢を行政はしっかりつかんで、垣や柵についても、もう少し発展した考え方をお持ちになったほうがいいのではないかと、こんなふうに思っているわけです。

今回は、垣と柵はそういうレベルで、申し合わせ事項と。地区計画の範囲とさっきいろいろ議論したということですが、私は、この条例を撤回せよなんていうことは申しませんが、もう一度、現在の状況もよく考慮された形の中で、方向性を整理してほしいなというぐあいに思うんですが、いかがですか。

#### ○都市整備部長

垣柵についても条例化したらどうかという、そういった御意見・御指摘をいただいて、確かにそういった部分では、ほかの制限と同じような考え方で、条例として守っていったらどうかというお考えというのはわかるわけですが、やはり地区計画そのものは、地区の皆さんでつくってきたルールで、いわゆる上からかぶせるような、そういった形でなく、地域の皆さんが守ってもらうというのが大前提の制度でございます。その中で、やはりどうしてもある程度担保しないとその目標が

達成できないという部分は条例化をしていこうということでございますので、決して垣柵はどうでもいいのかという考え方ではございませんので、これからまた新たな地区も計画もしておりますので、そういった中でもう一度、検討課題として研究してまいりたいと思いますので、よろしくお祈りします。

#### ○高橋委員

私は、行政の定番の中で割り振りをあまり、形づくりを行政が、これは大体こういうふうだなと言ってね、勝手に行政が設けて柵にしまい込んで、これで行政のレベルよしとはしないようにしてほしい、これからは、やっぱり住民のニーズや意識はどんどん変わっていますから、皆さんのほうがちょっとずつおこなっている。

今回でも、開発側、デベロッパー側から言ってきたんでしょう、この話は。そんなことは考えられない、一般的に以前は。デベロッパーは、もうちょっと規制を緩和して、過小宅地でもバンバン売り払って、とにかく利益を上げたいぐらいの、6メートル道路、そんな大きな、4メートルでいいやないかぐらいの話を今までやってきたのがデベロッパーの水準だったと思うんです。今回違ったんでしょう。

私はここに地区計画や条例化の考え方の変化を行政側がつかんでいただく必要があるんじゃないかというふうに率直に私は思っているんですが、どうですか。

民間側が言ってきたと、この地区計画について。これは行政としては重大な衝撃を受けられた話やないですか。私が担当者だったら衝撃を受けちゃうの。ガーンとなっちゃうの。おれは何をやってきたんだ、やりやすいところしかやってこんかったやないかといってガーンと衝撃を受けちゃう、それぐらいの話だったというふうに思うんですが、これはどなたがお答えになりますか。

#### ○都市計画課長

今回、この話が上がってきた業者なんですけど、非常に景観的なものを意識した業者でございました。ということからして、積極的に相手のほうか



も申し出もあったものですから、それにお答えするような形でつくり上げてまいりました。今後も我々担当部局としても、こういったことも踏まえて、今後はなるべくそういった方向で協議していきたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋委員

もうちょっと聞きたいんだな、本当は。もうちょっと心境を聞きたいんだけど、いいわ。だから、そういう変化、やっぱり環境に対する変化を行政もしっかりつかんでいただく。だから、勝手に自分の思うところの棚へ、従来の経験主義から、この話はこの棚、この話はこの棚でよしとせず、申し上げたように、垣根や柵についても、従来はその棚にしまっておけばよかったんだけど、本当にこの棚にしまうことがいいのかと、収納していいのかと、もう一回、関係者の意見もよく聞いて対応していただく。

その趣旨のことを部長がおっしゃったんで、再答弁は求めませんが、そういう時代の変化に都市計画の行政のレベルがついていかないということがあってはならんと。むしろ一歩も二歩も先んじて住民を啓蒙する側に立たないとおくれをとると、行政が。ということの、私は教訓的な一例として話を申し上げておきたいと思います。

そこでもう一つお伺いします。

八橋東部の区画整理3.1ヘクタール、これは今回、地区計画の日程に入っていないですが、これはどうなっていますか。

○区画整理課長

八橋東部につきましては、ただいま組合の役員との間で協議中でございます。

地区計画といいますのは、今までの話し合いをやってきたんですけども、良好な住環境の形成と維持を確保するというこの目的で導入されますけども、当地区は、南と東が調整区域でございます。それで、田園地帯が広がっております。それで、やはり良好な住環境の形成と維持と言われましても、なかなか想像できないためだと思います。

また、我々としましては、土地利用に制限を加えますので、やはり組合の方たち、地権者の皆様

の賛同が必要だということで、これからも話し合っていくつもりであります。

以上です。

○高橋委員

この区画整理は平成25年3月31日でしたかね、完了年度は。事業計画はどうですか。

○区画整理課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

ということは、平成24年度に完了するというところで、作業も実態もこの間、見せていただきましたね、担当委員会。八橋里線の真ん中に立たせてもらっている眺めさせてもらいましたね。

平成24年度末に工事が完了するという方向で進んでいるという理解でいいですか。

○区画整理課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

このまどば地区というのは私はよくわからんけども、いつ供用開始、50戸。事業計画ではどういうふうになっていますか。

○建築課長

的場につきましては、先週ちょっと見たところ、造成が進んでいるんですけど、見たときにはまだ舗装されていませんけども、聞くところによると、年内には目鼻がつくということを聞いております。

○高橋委員

何の目鼻がつくんですか。民間ですから、事業計画というのはないんですけども、いつごろまでに完売して50戸が建つんだと。あるいは、いつから分譲が可能になるのか。戸建ての家がいつから建ってくるのか、この辺はどういうふうに考えておられます。

○建築課長

ちょっと言葉足らずで申しわけありません。手続条例で行っている事業について、年内に事業が終わるということです。戸別で50戸が終わるということです。

その後については、トヨタすまいるのほうでまた進めていくということになります。

○高橋委員

今年度じゅうに造成、要するに、道路・公園等環境整備が終わって、戸別の宅地が供給されるところまでいき、あの条例に基づいて、行政が求めているものについては一応完了するというのが今年度末、22年度末。すると間もなくということね。あと3カ月か4カ月で、その上に、どういうテンポで上物が建っていくかは、これはまた別問題と。こういう日程だというふうに理解しますが。

八橋東部の区画整理、これは大いに語り合い、話し合ってもらわないかんけども、24年度末ということは、あとまだ2年あるんですか。ということなんですが、これは地区計画をやるという方向で話をされているような向きに感ずるんですが、実際はどうなんでしょうか、この地区の皆さん、住民の方々の御意見。これは合意がないといけませんから、合意を前提にしながらか強制でやるわけにはいきませんので、その合意を形成する今、過程なんですけど、どんな状況なんでしょうか。

○区画整理課長

私どもとしましては、やはり地区計画というのは、ある程度、導入していきたいということでお願いはしております。

ただ、先ほども言いましたとおり、なかなか土地制限のほうが目につきまして、今、良好な住環境と言われましても、土地利用の制限のほうはなかなか御理解がいただけないというのが現状でございます。

○高橋委員

知立駅周辺区画整理のように、原価補償してやらんといけないような区画整理まで、160平方メートルとか、あるいは商業区域、知立の中心商店街があるようなところですから、あそこをこの基準で縛るのはいかなものかと。別な基準で地区計画、まちづくり条例ができてはいるわけですけども、八橋の風光明媚なところで、的場以上にいい環境をつくっていただきたいもんだというぐあいには私たちは思うんですね。これは部外者として思うんです。

そのときに原価補償するような過小宅地がかな

り連檐しておるならともかく、現在は家が建っていないんですが、前収入役の家が移転するんですが、あとは広大な農地、生産緑地もある。だから多分、反別、その他相当広いものがあって、これが換地されていくわけですが、160平方メートルあるいはまた道路から1メートル、隣地から50センチというのは、もっと離してもらってもいいぐらいのそんな感じ、これは私の第三者の勝手な言い分ですけれども、そういう環境にあるというふうに思うんですが、なかなか難しいということですか。

○区画整理課長

今、役員の方たちと、先ほどと同じような答弁になりますけれども、なかなか御理解がいただけないというところで今、とまっております。

○高橋委員

部長、見通しはどうですか。

○都市整備部長

東部の地区計画につきましては、私も、面整備をやった場合に、それを将来にわたって良好な環境を担保していくには地区計画しかないから、必ず導入してほしいという、そういう意思是組合のほうには伝えておるんですが、ただ、やはりこれも組合の役員も、事業がスタートした時点で、やはりこれから先、いわゆる保留地の処分とか、そういった中でいろいろ制限がかかってくることに對する不安も持ってみえますので、その辺、八橋という、いわゆるそういう地域の環境を保全していくためにも、役員にそういったことも理解をしていただいて、周辺地域との調和のとれた良好な住環境を保ってほしいということをもた強くお願いをしていきたいし、理解していただけるように話し合いを重ねていきたいなと思っております。

○高橋委員

八橋農住で既に先例があるわけですから、ぜひこれは皆さんのまちづくりの環境保全の熟度、住民の熟度と深い関係があるんで、頭ごなしにというのはもちろんだめですが、ぜひ行政として必要な努力していただいて、対応を求めたいというぐあいに思うんですが、ほかに当面、地区計画を予定されているような地区はありますか。

○区画整理課長

どうも済みませんでした。

今、区画整理として山のほうを計画しておりますので、山のほうにしましても、ある程度、事業化のめどが立ちましたら、地権者、役員の方に、こういった地区計画の導入につきまして御説明させていただいて、お願いしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

もちろん山も対象ですが、まだちょっと山の動きが、八橋東部が始まって24年度には終わるといいう話ですが、山のほうは区域決定を含めて、これはちょっと議題外になって恐縮なんです、山の進みぐあいを教えてください。山の区画整理。

大分、当初よりは面積を少なくするということが、過小宅地も入れていくと、その後ね。過小宅地もある程度入れて、ノー減歩で一定の広さをつくるというような話も漏れ伝わっているわけですが、ちょっとこれは議題外なんで、端的に経過を御説明ください。

○区画整理課長

知立の山の都市区画整理事業につきましては、当初、施行面積5.5ヘクタール、地権者60名で、平成20年度に同意書の取りまとめを行いました。

しかし、やはりこれはなかなか同意率が上がらず、55%しかとれなかったというところがございます。そこで、去年からもやっているんですけども、施行面積を3.4ヘクタールに縮小しまして、地権者も60名から28名に変更しまして、縮小しました施行区域で、ことしの7月に地権者の方たちに説明会を開きまして、今現在は、組合の認可申請の事前協議書の作成中でございます。

○高橋委員

3.4ヘクタールに小さくされて、道路計画も変わりましたね。道路計画も変えて、本当に長細い額みたいところで御苦労されているわけですが、これは課長、何とかやりたいという地権者の声を私もよく聞くんですが、大体の見通し、今後の見通し、もう一度、同意書はもちろんとらないかんことを含めて少し言及してもらえませんか。

○区画整理課長

山につきましては、先ほども言いましたとおり、できれば今年度中に同意書の取りまとめを行いたいというふうには考えております。そして、できればそれが23年度の早いうちに組合の成立というふうに今のところは考えておりますけども、これからどういうふうになるかというのは決まっております。

○高橋委員

そういうことがずっと上がってくれば、新しい地区計画の対象になると。これはよくわかる話ですが、そんなところですか。

民間開発で1ヘクタールを超える開発について、一定度、地区計画の方針を出されました。本会議で明らかになったんですが、民間開発で1ヘクタールというのは、最近、私もそんな経験がなくて、民間で1ヘクタール、今回、1.4ヘクタールで50戸、昔は結構ありましたよ。高度経済成長、バブル期にはあっちこっちで大開発があったんですが、昨今は経済情勢もごらんとおりで、的場のように50戸連たんで開発するというのは、本当にめずらしい。だから、1ヘクタール以上の宅地開発というのは皆無に等しいというぐあいに私は思っているんですが、その辺の地区計画の網の掛け方を含めた当局側の考え方というのは、どんな見通しを持っておられますか。

○都市計画課長

きちっとした1ヘクタール以上であるという考えは持っているわけなんです、それ以外にも、住環境だとかいろいろな面で意識を高めていただくということもあるんですが、ほかにも道路だとか公園だとか、そういったものを含めてトータル的に開発していくものですから、ある程度、地区の面積が必要だと思われま。

そういうことも含めまして、1ヘクタール未満の地区においても、今後はそういったことを含めながら、地区計画においては協議をしながら、そういった話も含めて進めていきたいなど、このように思っております。

○高橋委員

わかりました。地区計画の実態、その方向性について、基本的に理解をいたしました。

そこで、この条例について少しわからないことを聞かせてほしいというふうに思います。

それは具体的に申し上げますと、第5条第2項ですね。第5条は、敷地面積が160平方メートル以上ですと、先ほどから議論しているとおり。2項の(1)、(2)があるんですが、これは例外規定なんですけど、何が書いてあるんですか。

○建築課長

例外規定でございます。ただし書きのところだと思いますが、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでないということがうたっております。

これは通常、既得権が認められないというところの条文でございまして、平たく言っちゃいますと、前項の規定を改正しまして、最低敷地面積制限、例えば160平方メートルを改正して150平方メートルにした場合、改正前に160平方メートルなく、建築物の敷地として違反して使用していた土地は既得権がない。最初から160平方メートルのところは150平方メートルしかなかったということについては、既得権はもうないよということでございます。1号についてはそういうことです。

2号については160平方メートル以下ですね。ちょっと2号を読みます。

前項の規程に適合するに至った建築物の敷地または所有権その他に基づいて、建築物の敷地として使用するならば、同項の規定に適合するに至った土地と、この部分でございますが、これが160平方メートル以下で適用除外であった、もともと既得権があったものですが、この敷地を例えば購入とか借地をして160平方メートル以上になれば、条例に適合するということがうたっております。当然そこで既得権は消えるという内容でございます。

○高橋委員

急に英語圏へ行ったような感じがしちゃって、何のお話をされているのか。急に建築課長が難しいことをおっしゃるんで、私はちょっと戸惑って

いるんですが、2項のただし書き前は何が書いてあるんですか。この5行ぐらい。

160平方メートルを満たさない土地でもオーケーだということが書いてあるんだね、これは。ちょっと教えてください。2項の(1)の前、ただし書きの前の本文。

○建築課長

2項のほうの前段でございますが、二つに分かれます。

敷地面積が160平方メートル以上のところでございますが、2行目のまたはでここで一たん別物になりますので、前項のほうでいきますと、最初の部分ですね、既存の建築物の敷地に対する制限の緩和規定が書いてあります。端的に言っちゃいますと、既存建付地の場合は、敷地面積が例えば160平方メートル未満であっても、それは160平方メートル未満だから、適用除外ということは既得権があるということをおっしゃっています。

それから、またはからの続きになりますが、現に存する所有権その他のところでございますが、これも現存する土地を、例えば借地などを合わせて160平方メートルに満たないもので家を建てる場合、こういうものについても適用除外ということで、既得権があるということがうたっております。

ただし書きのほうは適用除外がない、既得権がないよというものでございます。

○高橋委員

そういうことなんだが、実際にまとば地区には更地というか家はなかったわけでしょう。家のなかったところを分譲して、さっき言った日程で戸建て住宅の敷地を出しているわけですから、ここには既得権は存在しないと。要するに、5条の2項は存在しないという理解をするんですが、それでいいですか。

○建築課長

的場については、すべてが160平方メートル以上になっておりますので、この項目の中には該当するものがないと思っております。

○高橋委員

八橋農住、上重原はこの区画整理ですから、仮換地が打たれて、仮換地が160平方メートル未満の仮換地もあったということはあるんですか。この二つの区画整理はどうですか。

○建築課長

当初と状況はちょっと変わっておりますので、権利関係は何とも言えないんですけど、当時、不的確となっている敷地の数、それはかなりの数がございます。103戸あります。しかし、その土地においても、隣が自分の土地であれば一段として使えることができるものですから、区画整理をやっておりますので、数的にはうんと減ると思います。だから、既存不的確というものの縛りはわかりませんが、土地としては160平方メートル未満のものは103戸上重原はありました。

それから、八橋のほうは、2筆ですかね。160平方メートル未満のものが8軒ですか。利用済みと未利用ですから、8軒あるということです。

○高橋委員

合わせて111軒が既得権ということで、5条2項に該当すると。

つまり、これは戸別には160平方メートルを満たしてないけども、既得権で160平方メートル未満でもよろしいというのが5条の2項だということですね。

○建設部長

上重原につきまして、今、130何戸ですか、数字を言いましたけども、これは160平方メートルを満たすために付け保的に取りつけた、いわゆる160平方メートル以下の土地をすべて含んだ数字を今、言っていますので、現実的に増分できなかったと。付け保もつけられなかったという土地は3軒か4軒だったと思います。

○高橋委員

そこが大事や。保留地をつけて過小宅地を減らすという作業をされたんですよね。160平方メートルというのは50坪ですから、50坪未満の宅地というのは過小宅地、一般的にね。だから、そうならないように、付保留地を細帯でつけて、それぞれ仮換地の権利の面積に保留地をつけて、今、

部長のおっしゃるように160平方メートル以上にしたと。そういう努力をして160平方メートルというのをクリアする区画整理の手法を使ってクリアしてきたと。だから、その人たちは、仮換地後に、保留地を含めて高橋憲二の所有権を構成するわけですから、仮登記その他あるんだけど、そのときに160を満たしておれば御の字なんだわ。全然問題がない。この地区計画の趣旨にばっちり区画整理を通じて160以上になったんだから、いい、立派な話なんだわ。だから、この人たちは既得権とか何とかでクリアしておるわけだから、5条2項に該当する人たちでないんだわ。5条1項に該当している。160平方メートル以上。

問題は、区画整理を行っても、なおかつ160平方メートルを満たせなかった人、これは5条2項の既得権になるわけでしょう。これが3軒ということですか。八橋農住を含めて、その数がわかったらお知らせくださいませ。

○永田委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前12時58分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○建築課長

先ほどの不的確な宅地の数でございますが、上重原地区においては、ただいま確認中でございまして、3軒程度かなというところでございます。

八橋については、先ほども答弁させていただいたように8軒ということでございます。

○高橋委員

当初から160平方メートルを満たせないものについては、したがって既得権という形で、その存在を許されると。ただし許されない場合は、(1)と(2)があるよと、こういうふう理解しておきます。

もう一つお尋ねしたいのは、7条、8条で高さの制限をしています。これは既に駅周辺のときに

議論がされたというか、それをもう一遍繰り返す話になるんですが、基本的なことなんで、ちょっと確認を求めておきたいと思います。

第7条 建築物の高さの最低制限、これ以上、低い建物はいけないよということですね。これは別表第2にそれぞれうたわれております。

駅周辺の区画整理エリアの中で、特に中心市街地として高い建物を誘導しようという地区が、この7条の最低限度10メートル以上、あるいは8条は、これ以上、高いものを建ててはいけません。最高限度16メートル、12メートルというふうに決まっています。

そこで、その上に立ってお尋ねしたいんですが、例えば第7条でいいますと、10メートル以上で建てるんだよという第7条でいうと、前項の規定は同項に規定する数値に満たない高さの部分に有する建築物で、その部分の水平投影面積の合計が当該建物建築面積の2分の1未満であるものについては適用しないと難しい英語が使っているんですけど、これをちょっと説明してください。

そして、この条文の意図している中身について、御説明ください。

○建築課長

まず、7条には建築物の高さの最低限ということで、ここでは駅周ということ、景観誘導地区A地区、B地区が入るのかなど。ここで10メートル以上ということが表から読めます。

それから、2項においては、投影面積の合計が建築面積の2分の1未満であれば、すべてがここが10メートル以上なくてもよいということがうたわれております。意図するところというところが、私のほうはそこまで勉強しておりませんが、以上でございます。

○高橋委員

お答えになったんですか。7条2項を聞いておるんです。

前項の規定、つまり10メートル以上でなければならない。前項の規定は、同項に規定する数値に満たない高さ、つまり10メートル以下の高さの部分に有する建物の場合、つまり全部が10メートル

以上であれば全然問題ないけども、こういうのっぽビル、2段にやってやつね、あるいは階段になっているかもしれない。マンションでも階段になっていますから、10メートルを超えるところもあるが、10メートルを下回っているところもあると。これをもって10メートル以上の建物とすることができるかどうかをここで言うておるんですね。

前項の規定の数値に満たない高さの部分に有する建築物で、その部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の2分の1未満であるものについては適用しないと申しているんですね。つまり敷地面積がしっかりあるにもかかわらず、10メートル未満の高さのものを限定することを避けているということですか。これはどういうことですか。

○建築課長

今、言われたように10メートル、投影面積のものが10メートルあれば、それでいいんですけど、その投影面積の2分の1未満については10メートルなくても、それは高さ制限としては満足しているというふうに書いてあるということでございます。

○高橋委員

投影図というのは、横から写す水平の投影図ですから、横から写すんですね。じゃないの。水平投影面積というのは上から見るわけ。ちょっと教えてください、どういうことを言っているのか、ここは。

○建築課長

投影ですから、真上から見ると面積があります。真上から見ると面積がある。そのうち半分以上が10メートル以上になっておればいいということですので、それを判定するには、横から写した影で階段状になっておれば、一番高いところは10メートル以上で、2分の1以上あれば、ほかのところはそれ以上なくてもいいという解釈だと思います。

○高橋委員

水平投影図というのはどういう投影図なんですか。投影図というのは、ふつう上から見るでしょ

う。水平投影図というのは、横から見るとして、横から見るんですよ。だから、ボディを言っているんじゃないの。だって高さは、ボディを横からはからなきゃはかられんでしょうが。ボディを言ったときに、10メートルを下回っておるところの面積の話でしょう。ちょっとあなたの言っていることは違っておるわね。

○建築課長

真上から見て建物の大きさがあります。その部分の全面積ですね、上から見た。全面積があって、その半分以上が10メートル以上であればよいということです。

○高橋委員

半分以上というのは、水平の面積を言っているんですよ。上から見て全部わかるんですか、今の話は。投影図というのは、上から見たときには線が入らないでしょうが、設計図なら上に線が入るけども。水平投影図と書いてあるんですよ。水平投影図というのは横から見なきゃあかんでしょうが。横から見ないと高さが0メートルを超えているかどうかかわらんでしょう。10メートルを超えない水平投影図、つまりボディの面積が上から見た建築面積の2分の1以下じゃないと書いてあるんですよ。そういうことを書いてあるんじゃないですか。ボディの面積でしょうが、水平投影図というのは、違うの。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時07分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

今、ちょっと確認したところ、今の答弁で合っているということでございますので、真上から見て建物の外周の形があると。そのうちの半分以上が10メートル以上あればよいということで、真上から見たのが水平投影図ということでございます。

○高橋委員

水平投影図というのは、真上から見たのを水平投影図というんですか。ふつう投影図は水平なんてことは言わないでしょう。いいのこれで。真上から見て10メートル未満が5割以上あればよいと。だから、横から見ないと、しかし高さというのはわからんでしょう。

○建築課長

ちょっと舌足らずでした。高さ10メートルのところを水平に切ったところで見れば、そこで半分以上かどうかの判定ができるということでございます。

○高橋委員

つまり1割が10メートルを超えていても、9割が8メートルであればペケだよということだね。瞬間的にどこかが10メートルを超えていけばいいというもんじゃないよと。一般論で、建物の半分以上を超えていなさいと。その半分以上というのは建物面積に対してということになると、例えば、10メートルのところを切るとおっしゃるけども、2メートルの2階建てのところ膨大な敷地があると、建物が2階建てで。もちろんそんなものは10メートルに達しないと。そこで切るということは、断面は出ますけども、2階部分も水平投影図だったら、ちゃんと写すということですか。ちょっと土木の試験をやっているようなもので、建築家の。西尾実業建築部、ちょっと教えてくださいよ。

○建築課長

10メートルですから三階建てを想定しているかと思うんですけど、ですから10メートルのラインで切ったときに、同じ話になっちゃうんですけど、上から見た面積が全体の建物の面積に比べて半分以上あれば、ここで言う高さの最低限度のところを言うものは満足できるということになるかと思えます。

○高橋委員

そういう論理でいうと、第8条 建築物の高さの最高限度、数値を超えてはならない。これはさっき言った16メートルとか12メートル、超えては

ならない。

前項に規定する建築物の高さの算定については、次に定めるところによるということで、これはまた8分の1とか何か難しいことが書いてあるね。階段室、昇降室、装飾灯、物見灯、その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下である場合には、5メートル部分の高さ5メートルについては換算しないということですが、これはどういうことを言っているのでしょうか。

○建築課長

ここでは高さの最高限度を言っておりますので、例えば住環境保全地区A地区では15メートル未満、それから住環境保全B地区では12メートル未満ということで、高さの制限をこれより上にいってはいけないということがまず言っています。

そのうち高さの部分、その建築面積を上から見て、全体面積のうちの8分の1以内の面積、これの分については、高さ5メートルまでは超えてもいいということです。

例えば、12メートルでいきますと、12メートルがあって、その上に5メートルの突起物が出て、全体の建築面積の8分の1以内であればオーケーだよということでございます。

○高橋委員

(2) 棟飾、防火壁、屋上突出部、その他これに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算定しないと、こうなっています。これはどういうことですか。

○建築課長

これも高さの最高限度額からこれの高さに算入しないということでございますので、例えば防火壁だとか、そういう屋上の突出物ですね、例えばここで12メートルなら、12メートル以上あっても、それは差し支えないということでございます。

○高橋委員

ここで(1)、(2)はおのずと概念が違って、突起物は何メートルでもいいと、極端なことを言うと、突起物はね。(2)が突起物、これは何メートルでもいいと。そうではなくて、屋上構築物

については、8分の1未満で5メートルまでと、こういうことでしょうか。突起物等屋上構築物、例えば(1)装飾灯ということがあつたし、(2)は棟飾なんてことが、さっぱりわからん概念が出ておるんですが、これはどういうふうに違うんですか、突起物と屋上構築物とは。

○建築課長

(2)で言っている棟飾り、それから防火壁というものが、ちょっとこれは建築のほうで用語的に何かあるといけませんので、これは調べさせていただきますけど、当然、5メートルまで棟飾りとかそういうものはいかないものですから、そういうものの突起物は高さの算定には入れないよということだと思います。

5メートルを超えれば、当然、それはだめだということだと思いますけど、ちょっとこれは一回調べさせていただきます。

○高橋委員

この(2)は、高さの突起物は、当該建築物の高さに算入しないんだから、5メートルを超えておってもいいということでしょう。

これは、これから駅周辺のこのエリアが換地が始まっていくわけですから、これからの話ですが、高さ制限、これ以上高くしちゃいかん、これ以上低くしてはいけないという場合の高い低いの基準がどこにあるのかという今、議論だよ。これから今後、換地が始まっていきますと、そこが問題になる。

例えば、出雲殿刈谷の突起物が建っていますがね、赤い灯がチカチカする。あれは何ですかね、例えば。

刈谷の出雲殿、御承知でない。高いやつが建っておるわね。これは突起物、棟飾あるいは屋上建築物、例えばね。

○建築課長

刈谷の出雲殿は承知していませんけど、私は建築のほうは法律的にはわかりませんが、最初読んだときには、棟飾りだとか防火壁ということがあつたもんですから、例えば沖縄でいうと、屋根の上にやつてあるシーサーとか、それから棟飾り



でいうと鬼かわらが乗っておって、屋根の上にずっといくと棟がありますよね。ああいうものの高さかなということだと思いますので、当然、それが余り高いものはないなということでふつうに読んでいきましたけど、今、言われるように、別の角度からそういう高いものが5メートル以上やったらどうするんだということであれば、一回調べさせていただきます。

#### ○高橋委員

突起物と屋上構築物の棟飾、あるいは飾り物等を含めて、一度きちっとお調べいただいて、御回答いただきたいというふうに思います。

中心的な話はそんなところなのですが、念のために第9条で確認だけしておきたいんですが、第9条で何が書いてあるかといいますと、第1項は、地区計画をまたいで家が建っているような場合があるということを想定しておるんですか、これは。地区計画のエリアをまたいで宅地があるというような場合を想定して、多いほうに準ずるよということが書いてありますよね。そういう想定が実際にあるんですか。

#### ○建築課長

今、言われるように、地区計画区域とそれからそれ以外の区域にまたがる場合、それから地区計画区域の中であって、別表2に書いてありますように、例えば上重原でいくと、A地区、B地区とか、そういうところですね。それから知立駅周辺でいけば、景観地区とか一般住環境保全地区とか、それぞれの区域にまたがった場合、そういうことで地区がまたがった場合、区域がまたがった場合がここで規定されておるということでございます。

その土地について半分以上あるほうにその制限のほうになると。土地が過半を超えるほうの規制のほうになるということでございます。

#### ○高橋委員

そういうことなんですが、例えば用途区域、準工と近隣商業がどこかで線を引いてあって、それはどこかに線を引く限り、そこを共有する所有者がないということはあるんですが、地区計画の中と外が一つの住居でダブっていると。つまり線の

上に家があるなんていうことは想定してないでしょうが、そんなことは基本的に。だから地区計画の区域内で用途区域の線引きが一つの宅地の上に乗っておるとか、そういうことはあり得ると思うんです、大きな地主さんになると。

ところが、地区計画の中と外、つまりこの計画の有効性が問われる、そういう分岐のところには家が建っておって、どちらに軸足があるのかという話をしなきゃならんような区域の決め方というのはしないように私は思うんですが、それはどうなんですか。

一番外側の区域にまたがるようなことは基本的にはないほうがよいと。それはおかしい話になるんじゃないかと。どうしても入り組んでいれば別ですが、きちっとパッと割ったような形で地区計画は決めるべきだという立場なんで、そういうことは基本的にはないほうがよいと。あっちゃおかしいと思うんですが、そこはどうですか。

#### ○建築課長

今までやってきた区画整理の中では少ないというか、そういうのではないことを思っていますけど、今の区域のとらえ方を見ると、今後、可能性として、地区計画区域内がすべて道路だとか水路だとか河川に囲まれているところばかりではないもんですから、将来的に出る可能性はあります。したがって、そういうことのここのここの地区計画のおそれのあるものは、ここで書いておこうということで、今後のものについても使えるようにここに載せてあるということでございます。

駅周についてはこれが載っていますので、そのまま入っております。

#### ○高橋委員

可能性は否定しませんが、まよば地区にはそういうことが起き得る関係があるんですか。

#### ○建築課長

的場につきましては、議会のほうの資料を見ていただきますと、50戸のほうの絵を見ていただきますと、道路以外のところ、そういうところについては、将来、土地に関して売買だとかそういう

のが出てくると、またぐ可能性はあります。

これでいくと、東側も一応、筆界になっておりますので、隣地との関係がどうなるかというところもありますし、北側のほうについては、現在は住宅が五つ建っておりますので、現在は無いと思いますが、将来はどういうふうな変化をするかということとはわかりませんので、そうなったときにはこういう規定があるということでございます。

○高橋委員

これはまとばでいいますと北側になるんですが、里線が将来拡張されると思うんですが、この里線の下あたりの境界が非常に入り組んでいるところ、ここあたりはやや問題になるかもしれないね。なるべく将来に疑義が残らないようなところできちっと線を引いていただいて、もちろん、かと言って、そこに開発しないのに取り込んで線を引くというもおかしな話なんで、そこは現実的な対応が必要なんですが、地区の外にも中にも共有するというようなことが余らないようにきちっとやっていたいただくことが必要だというぐあいに思います。ぜひお願いしたいと思います。

罰則なんですが、20万円以下の罰金ということですが、午前中、論議しましたように、建物を建てる境界から1メートル50センチ、そして150というものがあるんですが、1メートルと50センチは建築確認申請をとってある建物であったら、絶対にそういうことはあり得ないと。建築確認申請をとって家を建てられる限り、あり得ないと、それを犯すことはね。というように私は理解するんですが、午前中やった議論ですがね、それはそういうことでいいでしょう。

一番侵されやすいのは160平方メートルということですか。これは法と条例でこうやってうたっている限り、侵そうにも侵せれないんじゃないですか。突然、確認申請もなしに、ある日、勝手にトラックで持ってきてパンパンと家をつくられば別ですが、そうじゃない限り、脱法行為がやれないというふうにするんですが、どうですか。

○建築課長

罰則のほうは、(1)号では用途の制限と敷地

の最低限の面積に違反したものというふうになっております。あとは容積率だとか壁面位置の制限、高さの最低限、最高のとり方、そこらに違反があった場合には罰則されるという規定でございます。

したがいまして、先ほどの道路から1メートル以内のところに建物が建つということは、確認申請上は、申請してもらったときにはそれはチェックしますので、あり得ないと。ただ、それを間違えて建てた場合には、またそれは問題にはなるということになるが、まずは確認のときにそういうものは見ますので、いいというふうには思っております。

○高橋委員

そうすると、何を想定して罰金をつくっているんですか。精神的なものですか。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時29分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

時間をとらせて申しわけありません。

確認上は、1メートル離れてつくっていただくということはわかると。しかし、現地の間違えるというんですか、そういうことも想定されるものですか、そういうときには罰則があると。故意につくったとか、確認申請どおりにつくられればいいんですけど、そうではない場合もあるということで罰則規定があるということでございます。

○高橋委員

だけど、そんなものは完了検査で摘発せないかんじゃないの。完了検査で。確認申請書どおりできてなきゃ、ここの条例違反というより建築基準法違反になるんじゃないの。1メートルとか30センチという話じゃないわね。何で確認申請書どおりやらんのですかと。建築基準法違反じゃないかと。だから赤紙を張って、どかせとか何とか、そ

ういう措置になるんじゃないの。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時33分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

たびたび済みません。

罰則規定、建築のほうも、それは検査のときに罰則はあるんですけど、これは地区計画での罰則もここに入れているということで、両方で罰則をしていくということでございます。

○高橋委員

屋上屋の罰則だと。つまりこの罰則規定がなくても担保できると、建築基準法で。だけどまちづくり本条例があるから、余分に20万円ももらうんだと、こういう話ですか。違うでしょう。

○建築課長

たびたび申しわけありません。

13条は地区計画に関して、この条例の中についてのこれに違反した場合の罰則規定がここに書いてあるということで、建築基準法の中では、本法の中では、確認の中の検査とは違うということでございます。

○高橋委員

そんなことはない。確認申請上の問題ですわね。1メートル離して建物を建てるといふ、そういう申請が出てきたにもかかわらず、80センチしか離れていなかったと、道路からね。そのこと自身は違法ではない、この地区計画以外なら。だけど建築基準法との関係でいったら、申請どおりにつくられてなかったら、そのこと自身は違反じゃないですか。

道路から1メートル離してつくるといふ申請が出ておる。ところが実際は80センチしか離れてなかったら、これ自身は問題でしょう。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時36分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

建築基準法の罰則規定の内容と、それから地区計画で言っている罰則規定の中身が重複はしてないと。建築基準法上で罰せられるものと地区計画上で罰せられるものは、それぞれ中身が違うということで、こちらの地区計画のほうの罰則規定が設けられているということでございます。

○高橋委員

それは違うわね。1メートル以内につくってはいけないよと。50センチ以内にはつくってはいけないよと。これが地区計画の条例の規定なものですから、これを犯せば、当然、地区計画、この条例を犯すということになるんですよ。それはよくわかります。

だけど、さっき言った都市計画の地区計画上の合議を経て確認申請をするわけですから、当然、脱法行為・違法行為があるはずがない。一般的にはありません。それで確認申請を許可されて家をつくった。当然、1メートルは離れていますよね、道路から。ところが80センチしかなかったと。これは地区計画上、違反ですから、20万円の罰金になる。それはよくわかるんです。

しかし、それ以前に、建築基準法の違反にはならないのかということをお聞きです。それは図面を直せばいいんですか。1メートル離れてつくるといふ計画で出して受理されたけど、実際は80センチしか離れてなかった。地区計画以外のところならそれでオーケーです。この1メートルの規定はありませんから、80センチでもオーケー。だけどできちゃったと。しかし、それは1メートル離すということで申請しているから、できたやつは間違っているんで、それは設計図面を引き直せばそれで済むと。別に罰則でも何でもないと、こういうことですか。

だけど地区計画だとそれは認められんわね。80

センチではだめだよということになるんですけど。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時40分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

今、調べにいらいますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。ちょっと確認したいということですので、県のほうにも問い合わせたいと思います。

○高橋委員

ぜひ調べておいていただきたいんですが、例えば、1メートルのところを壁面にして家を建てたと。ところが、その後、いろんな事情があって、例えばそれは台所だとしますと、もう1メートル外へ出したいんだと。すると境界すれすれになるんですが、すーっとやって、それで増築というには少し少ないんですが、家を張り出したという増築みたいなものがあると思うんですが、しかし10平方メートルを超えてなければ確認申請は必要ないということですよね。そうすると、そういう出窓みたいなものをつくって道路境界いっぱいまでせり出してきたけども、確認申請は要らないと。よく知らなかったけど、つくっちゃってということというのはあり得る話ではないんですか。

つまり建物ができたときにはクリアなんだけども、その後、手を入れたときに結果的にそれを侵してしまったと、境界からの距離を。それが大がかりな増築ならば確認申請が入りますから、そのときにまた指導があるんですけども、そうじゃなくて、簡易な倉庫の類をつくる場合はいいと書いてあるわけだ。10平方メートル未満なら、それはいいんですよ、倉庫ですから。そうじゃなくて、母屋を少し手を入れたけども、確認申請の及ばずと。しかし、そのことによって一体的な建物が増築された形になって、結果的に、この地区計画の約束事を犯したということはある話じゃない

ですか。そういう場合は20万円ということになると思うんですけど、どうでしょう。

○建築課長

今の場合だと、ここで地区計画で言っている外壁等のところの建物の適用除外の建築物のところには該当してこないということになりますので、高さが2.5メートル以下の物置とか車庫、それらではないということであれば、それは地区計画から見ると、誤りということになると思います。

○高橋委員

建築基準法の枠の中で処理されていけば、基本的には、こうした建築物、構築物は存在しないと、私はそういうふうに見ておるんですけど、さっき言った点をまた後ほど明らかにしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、ちょっと細部について掘り下げた議論もあったんですが、いずれにしても、良好な住環境を守るための条例措置だという大きな流れの中では十分理解するわけで、ぜひ、担当の当局も、具体的ないろんなケースがあると思うんで、これをしっかり精査できる、条例体系としてきちっと精査できるそういうバックボーンを持って対応していただきたいというふうに改めて思います。その決意を最後にお聞かせください。

○建築課長

まだまだ私も知らないことがたくさんありますので、地区計画についても、もう少し掘り下げて研究していきたいなと思っております。

○建設部長

先ほどの御質問の中の出窓とかの規定でございますけども、現在、指導手引きをつくっております中で、出窓あるいはバルコニー、基礎を有しない部分ですね、この部分の例外規定を、ある程度、面積規模とか高さで定めて指導をしております。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号について、挙手により採決します。

議案第58号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第58号 知立市地区計画の区画内における建築物の制限に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号 衣浦東部都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程及び衣浦東部都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号について、挙手により採決します。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第59号 衣浦東部都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程及び衣浦東部都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号 市道路線の認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○久田委員

一、二点ちょっと参考までにお聞きします。

この市道認定は、長さがどれぐらいでしたでしょうかね、今回の60号の。

○土木課長

この市道新富12号線ですけど、長さにつきましては24メートルでございます。

○久田委員

ちょっと関連ですけども、知立の市道認定の路線の長さは今、どれぐらいになっているんですか。

○土木課長

平成22年4月1日現在でございます。市道の延長といたしましては、239キロメートルでございます。

○久田委員

市道認定にしていくと、財政は関係ないですけども、基準財政需要額のほうで計上されて交付税の算定のほうになっていくんですが、今、恐らく需要額の算定の中では、私の記憶だと1キロが100万円ぐらいで算定していくと思うんですね。私はやっぱり市道をどんどんつくってってもらいたんですけども、そこら辺、市道を認定するというのに対して、今、どんなような取り組みをやっているかということをお聞きしまして、質問を終わります。

○土木課長

現在の市道認定につきましては、知立市内で新たに区画整理事業ですとか民間開発、そういったところで道路が新設されます。そうしたところについて道路台帳を整備した中で、交付税の計算式に算入されるということになるわけですけど、現在、私どもでは、私のほう独自で市道認定していくというのは、新設道路は余りないわけですけど、区画整理事業ですとか、民間開発の状況を見ながら、随時、認定させていただきたいと思っております。

以上です。

○久田委員

ごめんなさい、質問を閉じると言っただけ、もう1点だけ。

それで参考までにはですけど、去年1年間で、平

成21年度で市道認定はどのくらいの距離がありましたか。

○土木課長

去年1年間で認定された市道ですが、一般市道につきまして、12路線の1,587メートルでございます。独立自歩道というか、自転車歩行者道ですね、これにつきましては4路線の252メートルでございます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

特異な市道なので、少し伺いたいんですが、これは本会議で出しましたが、ちょっと重複確認の意味になるんですが、本市道は幅員6メートル、延長24メートルですね。それで、これは知立まつりの山車をスムーズに名古屋本線をまたいで南北に通過させるための市道だということだという表明がありました。

中新の山車は高さが6メートル80でいいですか。現在の市道の高さは何メートルですか。現在の新月堂のところのけたまでの高さ。

○都市開発課長

まず、現在のガード下の高さでございます。4.5メートル、車道、車の建築限界ギリギリでございます。

次に、中新の山車ですが、一番伸ばしたときが6メートル74、縮めますと5メートル94というところでございます。

○高橋委員

中新の山車の高さは、フルの場合、スタンダードの場合で6メートル74センチ、花飾りを外すと5メートル94ということですか。新月堂ガード下が4.5メートルということは、今では花飾りを外しただけでは通れないということですか、現在。どうやって通っておるの。

○都市開発課長

今、お話しした山車の種類ですけども、本まつりに使う山車でございます。ですから、私もよく存じませんが、構造的に一番上まで伸ばしたり縮めたりするということができるようでございます。

て、通常運行するときは伸ばしてないんですが、何か上演するときには、それをせり上げて行くということになっておりまして、その高さが6メートル74で、運行するときに下げる。その下げたときが5メートル94でございます。

中新の山車は、現在、ここは通っておりません。通っておるものは、間祭の花車でございます。

○高橋委員

知立神社奉納で5台の山車がそろってやる場合は、6メートル74のフル回転の高さになるということですか、今の答弁は。それで常時、引き回しのときには5メートル94。それでも4.5は通れないので、実は通ってないんだと。

今度、この隧道的市道ができると、これだと通れるということになりますよね。そういう説明がありました。この市道の高さが6メートル20。この隧道的市道が完成しますと、高さが6メートル20ということになるんですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、けた下だけが6メートル20というところでございます。

○高橋委員

そうすると、ふつうに市中を舵棒がこうやりながら練り歩くときの姿のまんま、この市道上を通過できるということですね。何らの細工はなしに、そのまま通過できるという理解でいいですか。

○都市開発課長

そのつもりで高さを設定しております。

○高橋委員

市道の高さが6メートル20ということですが、新月堂の現在のガード下、これは安城知立線が左右に7メートルずつ拡幅されて30メートル道路なんですか、20何メートルになりますね。これでいきますと、その間のオーバーハング部分、オーバーハングしますから、門型の隧道ということになりますから、高架下がね。これをこの幅員で支えるのには、けた圧が非常に大きくなるということで、新月堂のところの安城知立線の拡幅後、鉄道高架完成後の高さはどれだけになるんですか。

○都市開発課長

5メートル55センチでございます。

○高橋委員

5メートル50センチ、これは本会議とちょっと数字が微妙に違うね、都市開発課長ね。本会議で4.5メートルみたいな話をされましたが、5メートル50と。それでは山車が通れないので、5メートル94センチあるので通れないから、隧道をつくることによって、けた圧を下げるということで、6メートル20を確保するということですね。

したがって、新月堂のあの安城知立線の車道・歩道部分からどれだけ外れたところに市道のセンターが来るんですか。

○都市開発課長

ちょっとスケールを持っておりませんので、はかれませんが、約5メートルほど離れているかと。ちょっと線形が斜になっておりますので、感覚で申しわけございません。一番広いところで5メートルほどでございます。

○高橋委員

名古屋本線知立方に安城知立線の西の境界からさらに5メートルほどのところに新しい市道の法線が来ると、センターが来ると、こういう理解にしたいと思います。

そこで、これは日常的にどうやって使うんですか。車は入れないよね、もちろん。日常的に大まつりの2年に一遍は堂々ここを通ってもいいが、日常的にどうやって活用するんですか。

○都市開発課長

安城知立線に大きな歩道がつきますので、それほどメリットはないかもしれませんが、通常は自転車歩行者道として開放していくつもりでございます。

○高橋委員

自転車歩行者道として開放すると。安城知立線は、今度は立派な歩道が計画ではできますので、そこを通れば全く問題ない。その西側に隧道的市道ができると。

それで、今度の補正予算で用地買収費191万1,000円が上がっておりますが、当該用地費だということですが、面積はどれぐらいですか、買収

面積。

○都市開発課長

県道安城知立線の用地買収に伴う物件でございます。県道部分を除いたところが残地となります。その部分が14.29平方メートルでございます。

○高橋委員

これは区画整理には全く入らない。今の軌道式の南側につくるわけですから、区画整理の換地等は全く関係ない。隧道のための単独買収面積が14.29平方メートルという理解でいいですね。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、駅周辺の区画整理事業にも入っておりません。道路の区域にも入っておりませんので、そういった土地でございます。

○高橋委員

この歩道、隧道的市道は、連立事業の中に組み込まれた事業費だということでありますというふうに理解をいたします。

この事業費というのは、どれだけかかるんですか、この隧道をつくるのに。

○都市開発課長

高架の下を使うということですので、かかる費用は、この自歩道部分の築造費だけとなりますが、まだそこまで積算しておりません。

○高橋委員

現在、この部分は土盛りなんです。新月堂から知立駅部について、豊橋方面に傾斜を持ちながらずっと上がっていくので、これは今後は全部橋脚になるというふうに理解をいたします。

したがって、橋脚と橋脚の間をこの市道が、いわば南北を結ぶような形で6メートルの幅員を確保すると、こういう構造になると。したがって、6メートルの路面の路盤整備と舗装等の側溝が必要かもしれませんが、整備という程度の金額だという理解でよろしいですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。道路の築造費が必要になってくるというところでございます。

○高橋委員

これは山車を南北に通したいという地域住民の

皆さんの熱望はよくわかるんですが、この市道についてはこれから築造していくわけですから、下手な心配は休むにいたりということですが、日常的な市道の管理というのはちょっと注目をしてやらんとまずいんではないか、防犯対策も含めてというぐあいに思うんですが、このあたりはどのような考え方でしょうか。

○都市開発課長

確かにラーメン構造の間を通るということで、見通しの悪い部分もございます。夜間については照明などをつけ、日中についてはそれほど心配をしておりませんが、十分注意をしながら対応していきたいと考えています。

○高橋委員

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号について、挙手により採決します。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第60号 市道路線の認定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時14分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

先ほどの建築規制条例の中で宿題が二つ出ておったかと思えます。その一つとして、第8条に書

いてあります建築物の高さの最高限度額のところの2項2号、棟飾り・防火壁等の屋上突出物は何かという御質問でございます。調べたところ、具体的にちょっと挙げてみますと、建築物の躯体の軽微な突出物といううたい込みでございまして、その中にA、B、Cということで、採光だとか換気窓等の立ち上がり部分、それからパイプ、ダクトスペース等の立ち上がり部分、それから箱棟があります。

それから、軽微な外装等具材ということで二つありまして、鬼がわらだとか装飾用工作物、装飾灯に類するものを除く。

それから、Bとして、手すり、開放性の大きいものと、それから一番これはわかりやすいんですけども、軽微な建築設備、避雷針だとかアンテナ等、こういうものが高さに算入されない屋上突出物ということでございます。

それから、もう1点、13条の罰則規定でございまして、壁面後退に係る罰則について、基準法と条例との違いというんですか、その件につきましては、基準法の中では、罰則を条例で決めてもいいということが106条にうたわれております。これでもって市のほうは条例が50万円までということですが、20万円ということで、近隣都市を見ながら20万円ということを決めておりまして、基準法の中では罰則はできないと。もし違えてつくってくれば、そこは是正命令ということで、基準法と地区計画との条例との差がそこにあるということでございます。

以上でございます。

○永田委員長

それでは、議案第61号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

御提案いただきました補正ですが、人件費を除きますと、ほとんど補正されていないという状況なんですよね。しかし、建設委員として付託にこたえなければなりませんので、若干お尋ねしますが、一つは、都市計画審議会の報酬7万5,000円



プラスですが、これは何を想定して補正されましたでしょうか。

○都市計画課長

これでございますが、通常、年に2回、都市計画審議会を行っておるわけですが、今年度、みどりの基本計画というものがございまして、11月の都市計画審議会に諮るには、精査したところ、ちょっと間に合わないということで補正をさせていただきます、みどりの基本計画を2月に予定をしておりますが、その補正でございます。

○高橋委員

現在、パブリックコメント中ですか。ちょっと状況と意見などがありましたら、御紹介ください。

○都市計画課長

1カ月ほど、たしか12月6日までだったと思いますが、パブリックコメントをかけました。その中で3件ほど御意見がございました。その中で、基本計画の中身というものではないものもありましたが、3件ほどのメール、手紙、ファクスという形で市のほうに入っておりました。

○高橋委員

手段はいい。中身、3件の。

○都市計画課長

申しわけございません。今、手元のほうに持ち合わせしてないもので申しわけないんですが、やはり街路樹だとか駅前の樹木の関係、そういったものの剪定方法だとか、あとは落葉樹だけではなく常緑樹も含めたさまざまな緑の創設だとか、そういったものがありました。

記憶だけで申しわけないんですけど、大まかに言うと、以上のようなことです。

○高橋委員

さっき話題になった駅前のケヤキ等もちょっとは出ておるんですか。緑の保全と駅前のケヤキの景色と、さっき冒頭に御発言がありました。ここでやるとぐっと議論は盛り上がりますよね。ここでぐっと盛り上げるのが本当は千両役者の仕事なんですけど、そんな話もあったんですか。

○都市計画課長

これは議会の中でもずっとさまざまな御意見が

出た中でございますので、やはりさまざまな方があそこの前を通るわけでございますので、考え方もさまざまな意見を持たれる方がおみえになるものですから、そういったことで出てきたのかなというふうに判断しております。

○高橋委員

各委員からのお話があったんで、そう対応してもらえばいいですが、木を縛り込んで、みどりの基本計画というのはいかがなものかと。やっぱり木の特性を十分考慮して、木が思う存分伸びられるような方向で木を愛護しながら、なおかつ他の生物との共生も図っていくというのが、そう簡単ではありませんけど、高度な緑の保全、あるいは環境との整合性ということでしょうか。

今は緑を縛り込んで、そして、これでもか、これでもかと人が窒息しかねんようなあの街路樹を見て、人々は知立のまちの喜びを享受できるのかという、そういう問題提起だというぐあいに思います。

これはわかりやすい緑の保全で、どうなんだという部分の問題ですが、今日的なテーマだということですから、これはこれ、計画は計画というわけにもまいりませんし、この解決が具体的にどうなるかというのはなかなか知恵の要るところですが、4本の市のケヤキを縛り込んで、そして囲い込んで、これでよしという緑の保全はないのではないかと、そういう話はね。

あれをやっていけば、確かにふんは落ちんけど、ただそれだけの話だわね。ということですので、ぜひこれは知恵を生かしてもらって、ぜひ対処していただきたい。

あれが当時、行動派のバックボーンとしてもてはやされたんですが、少ない年月で本当にあれでよかったのかということが問い直されている。言ってみれば、行政の基本にかかわる問題。話はそれだけの話ですが、行政の基本に係る問題なんで、ぜひ対応してもらいたい。

ちょっとコメントがあれば聞かせてください。

○都市開発課長

担当者としても、非常に苦慮しているところで

ございます。

他市町村、よその県、いろいろさまざまに情報をいただいておりますが、どれもなかなかこれといった解決がないというふうに思っております。

当然ながら、私たち担当者も、今のままではいけないのかなというも思っております。昔のように駅前にケヤキの木が4本、本当にきれいに繁っているところを考えれば、昔とちょっと違ってしまったなどというのがあります。途中から木の成長とともにスズメがやってきて、スズメの後はムクドリになりました。

そういうことで、なかなかそういった追い払うというノウハウ、知恵を勉強したいし、それが電線だとか木にとまらないような方法が本当に見つければ、当然ながら私たちもその方向に向かっていきたいと思っております。

しかしながら、今、さまざまな方に、ふんが落ちたりだとか、においだとか、そういった駅前商店街の方たちの御意見もありますので、その辺をトータル的に考えると、まちづくりの委員会の方たちとお話し合いの中で決めさせてもらいました。

また、これからさまざまな方法だとか新たな何かものが出てきたら、それを使いながら、もとのとおりに戻していきたいというふうには考えております。

#### ○高橋委員

これは私の仕事から映る駅前なんですけど、1月になりますと、愛知の知事選挙がありますね。知事選挙の候補者が県内を回るんですけど、知立ですと、まづイの一番に知立駅で演説をやるというのが定席なんです。知立をよく知らない候補者が、衆議院、参議院、県知事、いろいろみえるんですけど、知立の駅前で演説をやるんです。

知立の第一印象というのは、比較的広い駅前、ゆったりとした駅前で、乗降客も多いと。東岡崎よりは多いというのが実感だね、弁士の。そして、緑豊かなケヤキがサーッとね、この4本のケヤキが伸び伸びと、青々と繁ると、季節がらにも

よりますが、そこで候補者が街頭演説をやる。

聴衆の反応もさることながら、この街頭演説の思いが知立市の印象になるんです。これはもっといいところを知ってほしいとか、ほんの片面的じゃないのかとおっしゃるけれども、例えば、そのまちはどういうまちなかと言われたときに、私たちもまちの深くを承知しているわけじゃない。例えば、よそへ視察に行つたと。ちょっとした瞬間瞬間の絵柄の断片的な連続性が私たちの心にそのまちの印象というのを与えるんですね。

知立はどういうまちかという、人の活気に満ちた、そして本当に生き生きした、いいまちだとおっしゃる。その瞬間ですよ。そういう絵柄のもとで候補者が街頭演説をやる。

もちろんあっちもこっちも知立市には回ってほしいんですが、そんな時間はないもんですから、要所要所でやって次のところへ行かれるわけですが、この駅前にこだわりがあり、したがって、駅周辺や鉄道高架も玄関口と言って、いとも簡単におっしゃってやっておるわけですが、その玄関口が今のままでいいのかということですよ、都市計画課長。本当にいいのか。

確かに、ムクドリはあそこへ寄せつけられない。したがって、ふんは落ちないということは事実なんです。しかし、それで駅前の機能としていいのかと。どこか里山の奥のほうならいいかもしれんし、あるいは余りみんなが見ない神社の奥のほうにあるケヤキを縛るならいいかもしれんけど、3万5,000人が乗降し、今、申し上げたような人々が知立の駅前に訪れるこのケヤキ。しかも市の木がケヤキと。4本のケヤキがこの夏の暑さを和らげ、そして生きる喜びを感じさせるケヤキであってほしいと思うときに、絞り込んでムクドリ対策の駅前でこれだよというの、これはさつき部長、都市計画というのは、そういう方向性を示すもんだというふうにおっしゃるわけですから、私は、絞り込んでよしというの、ほかにどう方法があるのか、いろいろ理論的、科学的な検証はせないかんけども、縛り込んでよしというのはいかなものかと。

特別機動隊を発揮して、ごみ掃除隊をつくってでも豊かに青々とさせておく必要があるんじゃないかという説も存在しますし、私はその説も大事だなと。それは緊急雇用で毎日毎日やるんです、これを。いうことを含めて、駅前のケヤキを大事にし、それを知立の玄関口として、知立を訪れる人たちの知立の印象と知立への愛着心を深めてもらうというのは、理屈ではなく大事なまちづくりの一步ではないのかと、そんな思いがしております。

極めて抽象的な思いで恐縮だけど、それを実践される行政当局の皆さんはそう単純ではないけど、そういう思いを何とか施策に生かせないのかということですよ。

確かに、ムクドリは減ったでしょうということはあるかもしれない。しかし、そのことによって失ったものも大きいのではないかと。ムクドリは減ったけども、失うものも大きいのではないかと。よそに被害が分散しただけの話ではないのかというのが市民福祉委員会でも出ました。

それらを考えますと、かなりこの方式でやってきたんですが、これはもう一遍原点に戻って、今の私の申し上げたまちの玄関口であるということと、人々の心をいやし、生きる思いを共有するケヤキだということを考えて、ひとつそういう方向から積極的な対応をしてほしいというふうに思うんですが、もう一度、お考えをお示してください。

#### ○都市計画課長

本当におっしゃることはよくわかるんですが、限られたスペースの中に大きなケヤキが4本あるもんですから、そここのところにまたネットを外して、またムクドリが来ると。そここのところに休憩している方たちだとか、憩いの場としている方たちに対してのところにもまたふんが落ちててもいけないもんですから、その辺のことを十分に考えながら、昔から本当にこの駅前の木のことに關しては、本当にさまざまな方から御意見をいただくもんですから、その辺は本当にムクドリがいなくなれば、すぐにでもとりたいたいですけども、ネットをとって、また周りの方に御迷惑をかけるということも

踏まえて、多方面のことを考えながら向き合っていきたいなど。

なるべくなら自分の考えとしては、とっていききたいなという思いはあるもんですから、いろんな対策、方法を考えて取り組んで今後もいききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○高橋委員

いろんな思いがある中で、自分としてはとっていききたいんだと。ここの原点を大事にしてほしいなど。

もしムクドリがいなければと、これは架空の話で、もし部長がいなければと、もし高橋憲二がいなければ、いろいろ想定していろんな思いがあると思うんですが、そういうわけにはまいらない。ムクドリも現にいるし、彼らも貴重な自然の中でのこの設備の中で生きて、社会にきちとした役割はあるわけですから、そういう中で、今の対策というのは、いかにも初歩的で、なおかつ失うものも多いということをもひとつ改めて強調しておきたいというふうに思います。

よろしく願います。

ここで都市計画を終わっちゃいますよね。

それで、あと45ページの4行とか5行ですよ、補正予算。補正にないものはなんていう聞き方は私はしませんが、例えば今度、都市整備基金繰り入れ2,667万7,000円、これは歳入と財産収入ですが、ここはどこを売って基金に取り戻したんですか。場所、面積。

#### ○都市開発課長

売り払いの場所でございます。3筆ございまして、1筆は権利者への代替地ということで、宝保育園の北西というところですが、面積的には139.87平方メートル。

もう一つが、155号線の南側の歩道橋付近で、29.57平方メートルを売却しております。

もう1筆が、これは駅周辺区画整理内に持つておる基金の土地でございまして、うまく筆を換地上、割り切れなかったところに市有地を持つてきたところでございまして、それが1筆売れたということで、21.77平方メートルでございます。

合計191.21平方メートルでございます。

○高橋委員

これはもちろん鉄道高架事業の財源になっていくわけですが、この3筆というのは、今まで売りたくても売却できない環境にあったものなのか、前から売れる環境にあったけど、売れてなかったのか、それはどちらなんですか

○都市開発課長

一番大きい139平方メートルのものにつきましては、これはいつでも売れるものでしたけども、なかなか人気なくて売れなかったものが、ようやく売れたというものでございます。

もう一つ、155号線の歩道橋付近のものは、これは地権者の方の意向によりまして、事業で借地をすることから、乗り入れの位置を変えてほしいという要望がございましたので、それにこたえたものでございます。

もう1筆、区画整理の土地につきましては、ある方が新築をされるに当たって、隣地にある市有地を購入したいという希望がございましたので、それを売ったものでございます。

○高橋委員

ということで、2,600万円が現金化されたわけですね。

改めて聞きたいのは、今でも売却できる基金所有の土地、すぐにも売却できますというのはいくらあるんですか。どれくらいあるんですか。

○都市開発課長

申しわけございません。面積は把握しておりませんが、箇所数もいまいかげんですけれども、5筆ほどあります。今、その程度でございます。

○高橋委員

いつでも売却できるのは5筆ほどあるけども、買い手がつかないと。したがって、財産収入には計上できないということですか。

○都市開発課長

連立事業の名古屋本線につきましては、買収がほとんど終わっていることから、代替地は必要なくなつてまいりました。

今後、三河線が始まってくるわけですが、それ

にも代替地が必要ですけども、今、当面の代替地として当てているのは街路事業でございまして、県道安城知立線ですとか、今後発生する環状線の代替地として当てていくということにしております。

そのほかに国道155号線の拡幅によりまして代替地が必要になるということから、候補として紹介はしておりますけれども、なかなかまとまっておられません。

○高橋委員

ということは、この5筆についていつでも売却できる環境にあるけれども、代替地の要求もあるので、パツパツ売るわけではないと。あくまで代替地、安城知立線、要するに都市計画街路等の代替地の要求においてのみ門戸を開いていくという、そういう処分の仕方をするんだということなのか、いやいやそうではないと。そうでない方でも、リクエストがあれば売却していくんだと、ということなのか、店の開き方、門戸の開き方はどういうふうなんですか。

○都市開発課長

現在のところは、公共事業に対する代替地ということで考えておりますが、やはり財政難ということもあって、なるべく現金化したいということを考えております。

ということから、いつからということは明言できませんけれども、例えば、公募で入札をかけていくということも考えなければいけないというふうに思っております。

○高橋委員

例えば、今回、財産収入になった宝保育園北西の139平方メートルというのは、まさに関係ない人が買われたというふうに理解をするんですが、違うんですか。ちょこっとだけかんでみえる方ですよね、これは。だけど、ここのだれか知らなくてもいいという方じゃないですか。どうですか。

○都市開発課長

委員は多分、御存じかと思えますけども、この方はブリーダーで生計を立てている方で、犬の鳴き声が非常にうるさいということから、我々があ

っせんする土地に行かれますと、多分、苦情を受けるだろうということから、非常に交渉が難行しておりました。

偶然、この方の隣地に買収した残地が生じたので、そこに移っていただくということで、これは本人の希望もあって、今、苦情を受けていない地域であるので、そこがいいということで、一つそこを買っていただきました。

ただ、ここはあくまでも犬の管理をするための施設でございまして、いわば仮の住まいということです。

もう一つ希望がありましたのが、本当に住めるといった宅地を希望するということから、保証金の中でもう1筆、今回の土地を処分したというところでございます。

○高橋委員

つまりどういうことかといったら、それは公共用地ですから、しかも基金で買い込んでいる土地ですから、一番いいのは公共事業の代替地の機能を果たしていただくというのが一番いいと思うんですね。

ここにこういう土地を用意していますよと。利息のかからないお金で今、持っておるわけですから、それでよろしいんですが、なかなかそうはうまくまとまらないうと、話がまとまらないからずっと持ち続けていると。やがてそれが魅力のない土地として不良債権化してくると、基金のお金を現金に換金できないと、こういうことにもなりますね、これは前から議論しておるところ。

したがって、必要なものについては、大いに処分していくと。これは連立の基金として、必要なときにはお金にして返さないかん。充当せないかんわけですから、その兼ね合いが今、問われているように思うんですけれども、具体的にはどういうふうにするんですか。5筆については、広報等でPRしていくということを今、おっしゃったんですかね。もうちょっと具体的にしてもらえませんか。

○都市開発課長

まだ具体的なものは何も持ってありません。た

だ、そういう考え方も必要だということでございます。

○高橋委員

考え方の表明と。どういうことかしら。平成23年度になったら、そういう方向で具体化していくということなのか、まだ担当課長の頭の中で、そういうことも必要かなという程度に頭の中で考えておる段階なのか、しかし、そういうことを発言されるということは、私はその答弁を聞かせていただくのなら、平成23年度ぐらいから処分の方法、間口を広げて対応するということが前提なのかなと、こんなふうに思うんですが、そこはどういうことですか。

○都市開発課長

具体的なものを持っておりませんが、何しろ早く現金にしたいということは山々でございまして、なるべく早くそういった状況に持っていきたいと考えております。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第61号について、挙手により採決します。議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第61号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号 平成22年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

公共下水道事業については、歳入は財源構成の変更、繰越金を充当して一般会計の繰り入れを減額するということですね。これはこれで結構です。

歳出は人件費を除きますと、79ページに下水道建設費で幾つかあります。具体的にお尋ねしたいのは、地震対策実施設計委託料800万円の減額なんですけど、これはこの委託を今年度はやらないということですか。どういうことでしょうか、この減額は。

○下水道課長

今の地震対策事業費の中の地震対策実施設計委託料でございます、800万円の減額。当初予算は900万円でございます。これについては、当初予算では、この耐震対策の実施設計をするということで900万円を計上させていただきました。

この中身、実施設計を行う予算を編成させていただいた以後に、平成21年度3月に、この実施設計を行うための耐震化対策検討内容というものを平成21年度に検討しました。

この部分において、当初はこの実施設計を900万円計上させていただいたのは、改築更新ということで、いわゆる一般的な下水道の実施設計と同じような実施設計を検討しておったわけなんですけど、先ほど言いました耐震化対策の検討を平成21年度に行った中身によりますと、要するに、下水道管の更新で内容が示されておまして、この更新という中身については、下水道管のメーカー、いろんなメーカーがございまして、そのメーカーの見積もり等が主体となって実施設計が組めるという中身で、この900万円、これだけ必要ないと。見積もりを主体とした内容で実施設計が組めるということで減額をさせていただきました。

以上でございます。

○高橋委員

わかりませんでした、答弁が。

見積もりで実施設計ができなかったということですか。

○下水道課長

下水道管の更新、耐震対策という中身の当初の考え方では、下水管をやりかえると。いわゆる改

築という部分と管の中に、いろいろなやり方があるんですけど、一つの例を言いますと、管の中にもう一つ別の管を構成していくと。管の中に例えばビニール系の被覆をして、それでもって管を耐震化させていくという、こういう中身の更新という内容が前年度の検討内容の中で示されたものですから、その更新については、いわゆる一般的な設計の中で基準的な内容がございません。業者がいろいろ検討した中で、更新の内容というのはいろいろ示されておりますが、主に見積もり等を利用して、もう少し詳細な部分については、今、ある既存の設計の仕方でもって、実施設計を組み上げるという考え方で行う予定でございます。

○高橋委員

ちょっと理解に苦しいんですが。もうちょっとわかりやすくやってもらえませんか。

○下水道課長

当初、実施設計として組まさせていただいた中身の内容については、今、私どもが下水道管が入っていないところに下水道管を入れていく設計を組むという内容で当初は考えておりました。

その中身というのは、今、入っている管は新しく入れかえるしかない。そういった部分を改築というふうに呼んでおりますけど、改築するという内容で当初は予算編成をさせていただいたところなんですけど、平成21年度末に耐震化対策の内容を検討する項目を委託にかけておまして、その内容によって、私どもが今回設計をしようとした部分については、更新の方法が適当だということの結果を受けて、更新という方法を行っていくわけなんですけど、更新については、現在は主に業者のいろんな方法が出ておりますが、その方法の中で、現地が一番適当な方法を選定するわけなんですけど、その更新の方法というのが、主に業者独自の方法を考えておまして、それについては、見積もり、それから業者から図面を出させて、それをもとに設計を組むというやり方でございますので、そのやり方のために今まで行っておりました改築・更新というような実施設計の費用は必要ないというふう考えた中身でございます。

○高橋委員

もうちょっと筋道を立てて、私たちは常日ごろ下水道の業務をやっているわけじゃないですから、筋道を立てて御説明をいただければいいんですけども、もともと900万円の地震対策実施設計委託料というのは、何を対象に実施設計をしようとしていたのか。

今回、それが800万円減額になったということで、実施設計は必要なくなったということを先ほどから言っていると思うんですけど、なぜ実施設計が必要なくなったのか。実施計画をやらなくても管の耐震化が担保できるのかどうか、なぜそれが担保できるのかというくだりがさっぱりわからずに、業者がどんどん技術を開発して、管内にビニールの被覆をやればそれでいいんだと。だから、その見積もりをとりながら業者のアイデアを生かしてやれば、そんな実施設計をやらなくて管の耐震化が担保できるみたいなこともおっしゃっているわけで、だから、当初の実施設計をどういう想定とどういう対象で想定して、これが今度の補正でどのように変わった。したがって、その差額が減額になったと。なおかつ実施設計はやらなくても、こういう方法で担保できるんだと、管の強度はね。管の耐震化がカバーできるんだと、そういうことを私は胸を張って議員の皆さんに説明したいという説明をしてもらわにや、何かふるの中でブクブクとやっておるような説明じゃ、これはもう全然話にならん。もう一遍お願いします。

○上下水道部長

私の説明でわかっていただけるかどうかあれなんですけど、これは具体的には昭和地区の汚水管の耐震補強ということでございます。

当初は、先ほど課長が申しましたように、布設がえも視野に入れた委託をしていこうという予算を組んでおりましたが、検討の結果、さっき課長が申しましたように、布設がえをせずに、パイプの内面をライニングする、あるいはパイプ・イン・パイプというんですか、1口径下のパイプを挿入する、いろんなそういう工法が出てまいりまして、委託をしなかったわけではありませんが、

委託をした仕事量が減ったということで、これだけ使う必要がなくなったという内容でございます。

○高橋委員

100万円の減額だね。100万円の現金予算が残ったわけね。100万円の委託で当初の目標は果たせたと。

今、部長の説明でちょっとはっきりしたのは、布設がえを予定しておったと、昭和地区はね。ところが、布設がえはせんでもいいと。今の管を使って、その中に皮膜を張って、そして強度を保持できる技術があるんだと。そういう方法をとれば、耐震の布設がえと同じとは言わんが、耐震の強度は確保ができるので、そういう方法に変えるんだと、具体的な施工を。そのための計画を100万円で実施計画をつくっていただいたと、こういうことですか。

○下水道課長

そのように考えております。

○高橋委員

わしが説明して、そのようにって、これは私しかわってもらわないかん。もうちょっとわかるように説明してください。

だって被覆をやれば口径が小さくなるでしょう。被覆をすれば、どの程度小さくなるかしらんけども、そうなったときに、その必要な流量を担保できるのかどうか、そういうことだって心配じゃないですか。そういうことは心配ないということをお前はきちっと論説というか解明しなかったら、私は納得できん。だったら、何でそんなはなっから900万円つけておるんだと。ちょっと不勉強じゃないかと、900万円自身がという議論にはね返ってきますよね。

どうですか。もうちょっとわかりやすく口語体の当用漢字でお願いします、説明を。

○下水道課長

今、言われたような中身を、口径の流量、そこらも当然計算もして、それで、この管のテレビカメラの調査を既に実施しておりまして、その中身等を検討して、当然、縦断的にもどこかが隆起しているだとか、陥没しているだとか、そういった

部分がないとか、そういった中身を確認した作業というのが、平成21年度の3月末にそういった結果が出て、その内容でもって今回改築、改めて入れかえなくても済むんだという中身が検討され、その検討に基づいて更新という、先ほど部長が説明しましたような中身のものを施工していく実施設計を組んでいくと。

それで、この実施設計については、このような更新の中身の内容については、主に業者が出しておる図面だとか見積もり等がある程度主体になって実施計画が組めるということで、今回、100万円を残して、あとは減額補正をさせていただいたというものでございます。

○高橋委員

100万円残っているわね。100万円は何に使うの。

○下水道課長

業者が更新という中身の工事を見積もり等で出してくる中身というのは、主に施工する部分のみの見積もりでございまして、私どもが設計で組む中身の中では、例えば、ところどころに人孔がもしかあるとしますと、人孔の部分については入れかえなきゃいけないとか、やりかえなきゃいけない部分があるとするなら、その人孔については、今までどおりの実施設計を組んで対応しなきゃいけないという部分がございますので、そうした対応部分を残して実施設計を組むということで、100万円を残して、その対応をしていきたいということでございます。

○高橋委員

また、よくわからんことになっちゃったんだけど、これ12月ですよ。それで委託料が100万円が残っておるんだから、これは業者に委託せなかんわね。向こう3カ月委託するというのですか。だけど委託せんでもいいんちがういう話だ、さっき。もう中でビニール張りをやるんだからね。それで、人孔とか特殊なところだけは委託するというのですか。ちょっとよくわからんな。

もうちょっと一遍答えてください。

○下水道課長

今、更新という中身で業者のほうに見積もり図

面等を出させて工事を実施すると。それだけで実施できる中身ではなくて、ところどころに取りつけ管等が出ていて、その取り付け管等についてはやりかえなきゃいけないとか、例えばでございます。ちょっと私、今、全部を把握してございせんが、例えば先ほど言いましたような人孔部分については、一般的な改築の工事が必要だという部分も残されている可能性もあって、そういった部分があるという中で、全額減額ではなくて、そういった部分の対応のために予算を100万円残させていただいたという内容でございます。

○高橋委員

これは地震対策実施設計委託料でしょう。だから、部長の答弁のように、昭和地区にある下水管、これは昭和41年に供用開始ですか、だから50年近くなくなっていますが、これが老朽化していると。大雨が降るとマンホールから大水が出てくると。これはセッティングの仕方も一部問題があったんじゃないかということでずっと調査もしてもらいましたよね。

汚水管が雨水管に混入しておったりいろいろあって、これも全部やってきました、ある程度。しかし、それで50年たって、管そのものは老朽化していると。耐震補強をしなきゃいかんという命題がありますよね。それは水道でも同じことだけでも、あると。

そこで、どうやって昭和地区の汚水管を耐震補強していくのかということで計画をつくらなきゃいけませんよね。データも工法もわからなきゃ計画できないので、900万円かけて、どうやったらできるのかという耐震の実施計画をつくってもらおうというのが平成22年度のいわば下水道の昭和地区の目玉ですよ。

平成22年度で実施計画をつくるんだわ。昭和地区の下水道をどうやって耐震補強するのか。あの老朽管をどうやって整備するのかということを計画をつくらなきゃいかんわけだ。その委託料が900万円だったんでしょう。

ところが、この計画の前提は、全部管を更新する計画だったと。つまり管を入れかえると。この



計画で予定していたけども、技術が開発されて、そうじゃなくてもいいよと。中にビニール管を張りつけば強度が出るよというような議論もあって、結局、いまだ実施計画は発注してないというわけでしょう。発注してないというわけだ。

それで考えてもらわなきゃいかんのは、一体、工事費がどのようにかわってくるのか。更新をした場合、入れかえた場合と、中に何かを張りつける場合とでは、どの程度、工事費が違うのか、あるいは工期はどうか、あるいは強度はどうか、あるいは流量が担保できるのかどうか、そういう総合的な検証をしながら、昭和地区の下水管補強のローリングプラン、実施計画をつくるわけなんです。その予算が900万円ですからね。

だから、それはどうなったかということを開かないかんけど、100万円残してむにゅむにゅと。計画はできたのと聞きたいわね。計画は年度末まできちっとできるんですかと。どういう方法でもいいけども、時世に合った、そして耐震の企画をきちっとクリアできるような計画ができれば、それはそれでいいですよ。何も900万円かけなくてもいい。しかし、その方法がどうかということがいまいち見えてこないじゃないですか。

○下水道課長

大変申しわけございません。私どもが、今、委員の言われた耐震の計画をつくるという中身については、耐震化対策を行っていくという計画については、もう既に検討というか、つくってございまして、そのつくった中身を受けて、どういった耐震の工事を進めていくべきかと、それぞれの管についてですね、それを平成21年度末に検討させていただきました。

既に、委員の言われた耐震化をするという中身については、もう決めてございまして、その内容についてどういう耐震化の工事を進めたらいいのかということも、また昨年度末に検討したわけでございます。その検討した中身が、この部分については更新という対応で、先ほど言いましたように、流量的、構造的に対応できるという中身を受けて、更新という工法を決めたわけでございます。

当初、改築・更新という実施設計を今回組まさせていただきます中身を、更新という工事を行うことで実施設計の委託料がそれだけ必要ないという減額でございます。

○高橋委員

耐震化対策の実施計画はできているんだともう。だれがつくったの。

○下水道課長

下水道課のほうでつくっております。

○高橋委員

だから、委託せずに直につくったんだと。おれたちがつくったんだと、耐震化実施計画をね。それで、あと100万円残すというんなら、もう要らんじゃないですか、100万円は。実施計画はおれたちがつくったんでしょう。見せてください。もうできておるの、製本で。

○下水道課長

耐震化の計画については、平成20年度に知立市の下水道の緊急地震対策整備計画、済みません、名称がちょっと違っているかもしれないですけど、そういったものをつくって、平成21年度のときに、何回も言って申しわけございませんが、その耐震化を進めていく工事の中身として作り変えたほうがいいのか、それか、先ほど言いました更新という方法で対応したほうがいいのかという検討を昨年度末した中で、それを受けて、この平成22年度に実施設計を組んで実施していくということを計画したわけなんですけど、改築・更新という、入れ直すという実施設計でなく、更新という内容で実施設計が組めるということの中で、こういった減額変更をさせていただいたということでございます。

○高橋委員

入れかえと更新というのは同じものなの、違う話。

それで、実施計画は、これは計画をつくる話なんだから、つまり下水管の耐震化整備計画を確立して、下水管の耐震化をやるんだという方法を決めたんだわ。それはよろしいです。

だから、どうやって、いつごろから何をどのよ

うにやるかというのは、もうちょっと細かいプランニングをせないかんでしょう。それをつくるのが実施計画なんですよ。

実施計画をつくるには調査もいるし、さっき言ったカメラを入れて、どの程度傷んでいるかということも調べないかんとということも含めて、現場調査とそれを年次計画でどの程度、どういう工法でやっていくのか。そのためにはどの程度の事業費がかかるのかということ、ワンセットで手のひらに乗せるために計画をつくるんですよ。

その計画が確立したら、それを受けて、今度は具体的に工事を必要な予算の範囲内でやっていけばよろしいわけですよ。そうすると何年までに完成する、何年までに何%の耐震化ができるという話としてできてくる。

だから今、土俵で相撲をやるんじゃないで、という土俵で相撲をとったらいのかという計画をつくっているんですよ、平成22年度でね。それが900万円だったんだわ。それで、こんなもん要らんとおっしゃったんだ。

100万円はいいと。おれらは自分でつくったと。だったら最初から900万円は予算化せんでもいいし、どういう計画ができたのかということがさっぱりわからんじゃないです。

○下水道課長

今、言われる委員の計画という中身については、平成20年度つくらせていただいています。先ほど言いましたように、国のほうの施策の中で、地震対策緊急整備事業という中身でもって、それを対応していくということで、平成20年度につくってございます。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時19分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

話の腰を折って申しわけありません。さきに上

重原地区の不的確となる建築物の敷地面積、先ほどおおむね3筆ということでしたけど、今、調べましたら、建付地で3件、駐車場で1件ということで、計4件でございますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○下水道課長

大変わかりにくい説明で申しわけございませんでした。

今回の地震対策実施設計委託料というのは、地震対策の工事をするための実施設計を今年度上げさせていただいた中で、その実施設計の方法が簡単になったということで減額をさせていただいているもので、今年度、工事をするために計上をしていた実施設計の委託料でございます。

○高橋委員

もう一遍、原則に戻った答弁なんですけど、お伺いしたいのは、当初は管を更新すると、入れかえちゃうということで進んでいらっしやったんですか。それがラミネート加工ではないけども、管にビニール系の被覆をすることによって強度を拡大するという方向に工法が変わったということですか。

○下水道課長

委員の言われた今の更新というのは、先ほど部長も説明しました、いわゆる今の管を生かして中を補強するような、それか管をまたその中に入れ込むような工法を更新というふうに呼んでおります。

当初は改築ということで、全く入れかえていくということが想定されたもんですから、その中身で実施設計委託料を組んでいたものでございます。

○高橋委員

それで実施設計がみずからの設計に変わったということですが、改築して強度を保とうと。つまり入れかえるということでしょう、改築ということは、違うの。

○下水道課長

改築は入れかえるということでございます。

○高橋委員

だから、50年前の管を入れかえることによって、耐震強度を担保しようという当初計画だったと。ところがそれをやめて、既存の管を生かして、中にビニール系の被覆をすると。ラミネート加工をするようなもので、被覆をすることによって強度を保とうというふうの方針が変わったと。

したがって、入れかえるというこの実施設計がなくなって、ビニール系の被覆をそこに装着するというか、そこにひっつけるという行為に変わった工法で対応するので、実施設計費が100万円程度で済むんだと、こういうことをさっきからしきりにおっしゃっているわけでしょうか。

○下水道課長

そういうことでございます。

○高橋委員

もしそうだとするならば、もう少し明らかにしてもらいたいのは、それで強度は本当に担保できるかどうか。被覆を張る程度で、50年たった老朽管の強度が担保できるのかどうか。

それから、事業費はどうなんだと、入れかえるのに比べて、被覆すればはるかに小さくなるんじゃないかという思いがあるんですが、事業費はどうなんだと。

そしたら、工事が予定でこの程度かけて、年度としてこれぐらいまで予定していたんだが、これが大幅に短縮できるということも、工法の変更によって関連してきますよね。

設計費を100万円程度でおさまることになったんだが、関連する強度、工事費あるいは工期、これは住民にとって大変注目すべき下水道事業ですから、住民も非常に興味を持ってみえるわけですが、そのところは怎么样了か。

○下水道課長

工期については、当初の改築という工事に比べて、全く少ない工期で施工できるという中身で聞いております。

それと、強度的なものについては、その内容を検討しております。その結果を受けてこの工法ということでやっております。

それから、工事費については、いろいろな工法

の中で工費が安いものを選定していくわけなんですけど、改築という中身からすると、工事的には安いものという、今、ちょっと私、手元に資料がなくていかんですけれど、そういう私としての認識がございます。

○高橋委員

下水道事業の当局者と昭和地区の老朽管の耐震の工事について今、議論しているわけですから、昭和地区の老朽管が例えば何キロあるのか。そして、これを入れかえ、改築で予定していた場合には、これぐらいの工事費とこれぐらいの工期が必要だったと。何年度までで終わる予定だったと。

ところが今回、こういう工法に変えたために工期はこれぐらいに減少され、工事費もこれだけに大幅に減額されると。こういう話にならないと、どうもよさそうだと、このビニール加工が。

まだ強度的には今、検討中だけでも、よさそうなので、ちょっと取り入れとるとよ。業者から見積もりでかなり安いし、もう設計もできているので、我々は仕事を始めとるとよ。だから100万円減りましたという程度の話ではないでしょう、本当から言えば。もうちょっと壮大な計画そのものが今度の変更によって、工法の変更によってどうい影響を与えてくるのかということをもう少し下水道当局としては、体系的に論じていただきたいんですよ、私は。

現在、50%の普及率、あるいは不明水が、有収率が、この管を直すことによってこういうふうになっていくんだと。有収率が上がれば料金カウントができるわけですので、そういうことを含めた検討の内容を御披瀝いただかんと、ちょちょっといい情報があったので、いいなと思ってやっていますと、今。自前で設計して、業者から見積もりをやって、700万円、800万円ぐらい設計費が安くなりましたという話をされておるんですか、今。もうちょっと体系的なお話というのは、だからどうなんですか、昭和の老朽管の補強について。

強度については内容を検討しているということですか、今のお話は。やばいものじゃ困るじゃないですか、バッチリのものでないと。

○下水道課長

強度等については、もう既に検討した結果を受けて、そういった工法で行うと。今現在、検討しておるわけではございません。もう既に結果が出て、その内容に基づいて行うものでございます。

○高橋委員

改築して新たな管を入れ直すのが一番強度的にはいいけども、ビニールの被覆をかぶせることによって、この程度の強度が担保できますと。

被覆をかぶせるわけですから、被覆の効力は消えるのが何年ぐらいですと。何年たったらもう一遍巻きなおさなきゃいかんとか、そういう体系的な話をさせていただいて、当面、それでいくことになったと。これで団地の老朽管を全部やりますと。延長はこれだけになるので、工事費はこれだけ安くなり、工期はこれだけ減少され、そして下水道の促進にはこういう貢献をしていくんだと。そういうことがわかったので、今回は自前の設計に切りかえて実施設計をやったんだと。したがって、800万円の減額はもちろんのこと、今後の事業費の減少にも大きく貢献していくんだと、こういう話になる話なんですか、これは。

そういう話になるんでしょう、今の話を聞いておると。全部入れかえてやろうと言ったのが、大幅な変更になるという話やないの。違うんですか。

○下水道課長

全体的な中身としては、そういう工法検討により今回の工法が経済的で妥当であるということの中で、強度的にも大丈夫という中でやっていく内容でございます。

昭和地区の今回やる部分については、重要路線をどういう工法でやっていくべきか。区間ごとに今、私、手元に資料がなくて大変申しわけございませんけど、区間ごとでどういった工法が妥当なのかという検討をさした中で、今回の実施する部分については更新という方法の中で、こういう補正の対応をさせていただいているということでございます。

○高橋委員

この話は実施設計の話で、その工法で既に工事

をやっているんですか。実施設計でそういう工法を取り入れて設計したと。だから、設計委託料が減ったという話のなか、既にその工法で工事を始めておるといふ話なのか。

○下水道課長

今から工事を実施していくということでございます。

○高橋委員

そうすると、次年度以降の下水道の実施計画に重大な影響があるんじゃないですか。平成23年度以降の実施計画に昭和地区の整備事業に重大な影響があるわけでしょう、工法が変わってこれで行けるというなら。だから、次年度以降、さっき私が何度も言っているように、昭和地区の老朽管整備計画の改築工法による計画とラミネートの中に張る計画の変更に伴って事業内容がガラッと変わるんじゃないですか。変わらないんですか。その変わった内容を示してくださいよ。

したがって、こういうふう設計費も減るんだということがセットの話でしょう、これは。どうなんでしょうか。

○下水道課長

ちょっと今、私、この場で全体的内容を把握してございませんので、その中身を調べた中で報告させていただくということによろしいでしょうか。

○高橋委員

これは例えば、来年度の予算編成の最中なんですけど、この実施設計を今年度やって、来年度、工事をやるんでしょう、実施設計に基づいて。来年度、工事をやるんじゃないですか。

○下水道課長

一部、今年度からもう工事を進めていくということで今、計画しております。

○高橋委員

もう既に今年度下半期で、残った3カ月ぐらいで、この工法で、この設計でやっていくんだと。来年度もこの設計を延伸して工事をやりますよね。そうすると、来年度、今、予算要求の最中なんだが、当初予定していた延長よりも、さらに大幅に延長が伸びますよとか、事業費を100と従来見て

いたものが、50の事業費でできますよとか、そういう変化が当然生まれてくるわけでしょう。つまり工法を変えるというわけだから、その工法が合理的で、なおかつ経費がかさまないものであるならば、当然、計画全体の幾つかの諸単元が変更になる。そういう全体像をつかんで、全体がこういうふうに変わっていくんです。今度の補正予算は単に800万円が減ったんじゃないでこういうふうに変わっていくんです。その第一歩を踏み出したいんです。今回、補正が800万円ですと、減が。こうやって下水道課長がやってもらわんと、私はさっぱりわからんが、本当の話が。

委員長ね、幾ら時間がまだあるとはいえ、このレベルの話をやってもいかんもんだから、従来の改築による昭和地区の耐震補強工事の計画と、今回のビニールの被覆による耐震化による工事の中身によって、昭和地区全体の事業の事業費、計画の工期、これがどういふふうになるのか、こういう計画書をお持ちではないですか。今、持っているかどうかしらんけども、課としてお持ちじゃないですか。だったらそれを出してほしいのですよ。

○下水道課長

その中身でもってまとめてあるかどうかというのは、ちょっと私、今、わかりかねます。そういった内容で資料をつくるということは可能だというふうには思います。

○高橋委員

この設計変更は平成21年3月にその方向が出たというさっきの話でしたよね。つまり1年前とは言いませぬけども、この補正予算、当初予算を組んでから、平成22年度の当初予算を組んでからの3月に、こういう工法でいけると、ビニールを中に張ればいけるということが確立し、わかったので、それで進んできて、見積もりをとったり返しておるうちに、ちゃんと設計ができたんだということをおっしゃったでしょう。だから、この間、9カ月とか8カ月あるわけだから、この間に団地の老朽管の耐震補強が、従来の計画はこうだったけども、この工法とこの設計を採用するならば、

かくのごとく変わってくるんだと、事業費、工期、強度。したがって、下水道計画全体がこのように貢献できるんだというものを当然、体系的につかんで、来年度予算編成にも臨んでいくと、こういうふうには下水道課長、なるのがふつうじゃないでしょうか。

○下水道課長

当然、そういった内容を含めた中で、次の予算編成にそういった部分も反映していくという考え方が当然だというふうには思います。

ただ、厳しい予算の中で、そういった部分が今後どのように影響していくというところについては、ちょっとまだ私自身が全体像はつかんでないというところがございます。

○高橋委員

さっき申し上げたように、この工法で昭和地区の計画の再見直し、現在ある昭和地区の計画と見直し計画を出していただきたい。ちょっとお願いしておきたい。

○永田委員長

そういった計画書を出せますかね。

○下水道課長

そういった内容を検討した中で、お出しできる部分についてお示しさせていただきたいと。

先ほど言われました強度的にはですね、そういった部分が検討してあるという中身で、お示しできる数値としてどうのこうのという部分では、強度的な内容については、強度的には大丈夫というような中身にはなるかと思うんですけど、検討した中身については、そういった部分が明らかに示せるようであれば示させていただきたいというふうに思います。

○高橋委員

いつごろできそうなの。

○下水道課長

早いうちにお出しできるように取りまとめたいというふうに思います。

○高橋委員

こういうときは早いとか遅いというのは、あなたと私と全然速さが違うんで、早いとか遅くとい

うのは抽象的な概念で、あの人、足が速いなど。何だ、あのレベルでと、こういうふうに全然違うじゃないですか。物がおいしいのと一緒でね、下水道課長。だから、そういう誤解のないような雰囲気での答弁はできないですか。

○下水道課長

なるべく年内にお示しできればというふうに考えております。

○永田委員長

年内ということ。

○下水道課長

はい。

○高橋委員

よくわかりました。

それでもう一つ、2目の中にある減額、公共下水道事業計画策定委託料1,000万円、公共下水道実施設計委託料1,200万円、それぞれの減額についてお示しください。

○下水道課長

公共下水道事業計画策定委託料ということで1,000万円の減額をさせていただいております。この内容については、今年度、下水道長寿命化計画というものを策定するというので予算を2,080万円計上させていただいて、この委託業務を発注したわけなんですけど、請負差金がかかり発生して、1,000万円の減額をさせていただきたいという中身のものでございます。

実施設計委託料については、3件の実施設計委託を現在発注させていただいて、その請負の差金が増えを見込んだ中で除いて、1,200万円程度発生するという中で減額をさせていただいたものでございます。

○高橋委員

上の欄の下水道事業計画策定委託料2,080万円が半分減額ということなんですけど、入札差益ということなんですけど、どうなんでしょうかね。減額になれば減額でいいんですけど、これはどういう仕事、どういう事業を委託しておられる業務なんですか。

○下水道課長

下水道長寿命化計画策定委託でございます。

○高橋委員

長事業化計画とはどういう計画ですか。

○下水道課長

長寿命化ね、これに出てくるやつ。

○下水道課長

そういうことでございます。

○高橋委員

寿命を延ばすと。これはどこの業者にどういう入札方法で委託したんですか。

○下水道課長

指名競争入札でもって名古屋のコンサルタントに委託してございます。

○高橋委員

ちなみに、落札率はどれだけですか。

○下水道課長

落札率は37.7%でございます。

○高橋委員

37.7。この間、低入札基準価格を部長とやらせてもらったけども、所管は総務だけど、37%で発注できた。それで1,000万円の減、これはどういうふうに考えたらいいですか。

それは済んだことやないかと、おれに責任はないぞと、こういうことだろうけど、業務委託、この設計委託、計画委託ですから、低価格、基準価格というのは標準がないんですよ、これ。そういう設定しない。請負ではないですから、しないけども、37%というのは、これはちょっと聞いてびっくり玉手箱みたいな話だね。どういうふうに思われます。

○下水道課長

私どもも、この落札率については大変驚いているわけなんですけど、そんな中で、私どもの設計が適正でなかったのかという部分についても、私どもの中で検討はさせていただいたんですけど、当初、いろんな業者からの見積もりの中でやらせていただいたんで、たしか私の記憶でございますけど、この業者も見積もりどうのこうのという部分をとらせていただいて、今回、この見積もりからして、この業者はこの業務に相当力を入れてと

っていきかかったという部分が伺えるのかなというふうに思っております。

○高橋委員

入札結果は、ネットで今、検索できるようになっているね、これは。総務部が主催してやった入札ですね。ネットで出ますよね。出ておればいいです、また後で見ますけど、出ておるかどうかわりと確認してください。ホームページに掲載されていますよね。

○下水道課長

出てございます。

○高橋委員

わかりました。37%で落ちたんで、2,000万円の予定価格が高かったんじゃないかという検証もやっただけ、この業者が本気になってとりにきたと。37で落ちたと、こういう話と理解しておきます。また一遍、ネットで検索させてもらって、また機会があったら見直したい。

実施設計の3件が1,200万円の減額。これは4,500万円の現計予算ですよ。これはどういう設計を、3件ですから、それぞれ入札にかけられたんですか。ちょっと内容を説明してください。

○下水道課長

実施設計委託業務について、今、私の持っている資料の中で確認させていただいておる中身については、昭和処理分区の実施設計、これは八ツ田町の矢田良根公園から下流側の実施設計でございます。

それと、この実施設計委託の中で、知立駅周辺土地区画整理事業の中の下水道管のつけかえみないな内容の実施設計が1件ございます。

それと、連続立体交差事業に係る部分の仮線部分に係る部分の道路に入ったところの下水道管の実施設計という部分がございます。

それ以外にも入る中身かもしれないですけど、今、手元に資料がございません。申しわけございません。

○高橋委員

4,500万円、3件だと言われたのは三つ言われました。これで1,200万円減額になったんですが、

落札率はどんなあんばいでしたか、それぞれ。

○下水道課長

一つは、昭和地区のほうが77%、駅周辺が88%、連立のほうがございません。済みません。連立のほうができてなくて申しわけございません。今、出てなくて。

○高橋委員

これはホームページのネットで検索できますね。

○下水道課長

同様に掲載されているというふうに思っています。

○高橋委員

一度拝見させていただきますが、いずれにしても、落札率が下がって、業界の競争率が激しくなっているというふうに見るべきなんじゃないか。下がっておるという結果、4,500万円の現計予算に対して1,200万円の減額補正となりました。

先ほど言った長寿化計画の1,000万円と実施設計の1,200万円の入札差益をもとに、これが工事費に回ったと、こういうことですか。工事費に、2,200万円。

歳入は財源構成の変更ですから、ふえておりません、今度の補正はね。中身が委託料の減額を受けて工事費2,200万円に回ったということだから、工事がそれだけ進捗するということはいいいことだと思うんですが、中身を説明してください。

○下水道課長

工事費2,200万円、この部分については、当初、面的な工事を今、弘法町、長篠町、広見等で実施をさせていただいております。

そんな中で、工事を実施する中で、当初から見込めなかった埋め戻しの土が、現場状況を鑑定する方法があるんですけど、その鑑定をした結果、埋め戻し土という中身では不的確だということで、再生購入土で埋め戻していかないといけないという中身がございまして、そういった部分で今、やっている中で、そのまま不的確な埋め戻し土で埋め戻して工事を終わっていくわけにいかないものだから、その部分については、ほかにやるべき今、舗装の復旧という部分があるわけでございますが、

その復旧を、ある程度、発注をとめて半分ぐらいにして、今、対応しておるという状況で、この舗装復旧の埋め戻し土で使われたお金について、発注できなかった部分の舗装をこれに変えて発注をさせていただきたいということで、今、増額補正を上げさせていただいたという内容でございます。

○高橋委員

当然、ほじくり返せば、仮復旧をして、そして最終的には、ある程度、雨・露に当てて、転圧して本復旧、舗装復旧をやるわけですが、従来、この予算が不十分だったと、今の答弁は、2,200万円は、舗装復旧に充当するということですか。

○下水道課長

当初、面整備で予定していました内容については、先ほど言いました埋め戻しについては、掘った土を埋め戻すという設計で当初から設計の積算も、予算的な中身も、それでもって対応させていただいておったわけなんですけど、実際掘ってみて、その土が使えるものなのかという内容を検査させたところ、不適であるということで、その土はまた再生処理のところへ持っていきまして、そこで新たに改良した土を買ってきて、埋め戻しということで今、対応させていただいたと。それでもって不足する部分を舗装復旧に今、それでもって発注をちょっと控えている舗装復旧に回させていただきたいという中身でございます。

○高橋委員

ちょっとよくわからんけど、掘った土を使って埋め戻すと、これは一番経費がかからんわけでしょう。掘った土で埋め戻す。これは自前行為なもので。

ところが、掘った土で埋め戻すには土がよくないと。だから、それを廃棄して新しい土を入れるということでしょう。坂田建材で買ってきて、新しい土を入れないかんということになったと。お金が要りますよね、それ。それが2,200万円ということですか。

○下水道課長

その分が約2,000万円強ということでございま

す。

ただ、それを発注していこうとしている中身で、舗装をその部分で発注してこようと、この補正が通った話でございますが、そうしたときに、まだ若干一部、今年度との施工のつなぎの部分では、若干舗装ができない部分があるのかなというふう

○高橋委員

土が悪かったということはわかりました。土が悪かったけども、最終的には、どの土を使うにせよ、本復旧の舗装はやり直さないかんわね、土がいい悪いとともかく。だから、本復旧の舗装工事のお金はあるわけね 土が悪かったもので、新しい土に切りかえるのに2,000万円かかったと。すると、200万円がまだ残ります、2,200万円なもので。細かい話で恐縮だけでも。

その中身の土はともかく、本復旧するというのは、掘った限り、当年度に本復旧するのは当たり前の話なもんだから、それは掘る仕事と土を入れる行為と本復旧というのは、工事の三点セットで、どれ一つ欠けんように予算を組むというのは当たり前の話やないですか。

今の話だと、土を入れかえるのに2,000万円かかったと。本復旧が一部間に合わんところがあると、こういうことですか。

○下水道課長

済みません、説明がよろしくなくて申しわけございません。

本復旧については、昨年度実施した工事、ここでいいますと、弘法通りだとかいう部分、昨年度実施しております。その分は今、仮復旧という状態で置いてございます。それを新たに下がった部分だとかそういった部分で、全く1年ということじゃないですけど、それだけ置くとかなり締まった状態になって、今後、本復旧したときに下がないということで、去年やった部分を今年度、今、実施をしていると。だから、去年やった部分相当を予算として上げていたわけなんですけど、



本復旧ということで、ただ、今年度新たに面的な整備をしている部分の中で、埋め戻しに使う土が不適であると。その部分は想定して予算を組んでなかったものですから、その部分でふえた2,000万円強について、今回、この委託料で減額した相当分を充てさせていただくというこの予算を財政と調整させていただいて、大変難しい話だけでも、予算要求させていただいたということでございます。

○高橋委員

水道管を例えば横断でとりますよね。本管から家庭へとるでしょう。そうすると、掘りますよね、横断で。そうすると、そこが掘削せないかんもんだから、仮復旧してしばらく置くと沈みます。これを本復旧しますよね。水道部はどれだけの期間で本復旧せよと言って業者に要求するんですか。

○水道工務課長

基本的には、道路管理者の条件によって変わります。例えば、国道・県道は、即、本復旧をしろと。それから市道につきましては、圧密の可能性が考えられるなら、それを考慮して、その間、その施工者ないし私ども水道工務課が責任を持って管理をして、それから復旧をする。問題がなければ今、委員がおっしゃったように、すぐ本復旧するというのが水道工務課の基本の形です。

○高橋委員

平均的には掘って、埋め戻してからどれぐらいかかるんですか、本復旧まで。

○水道工務課長

一般の市道で、今までこの1年半で私が現場を見ている限りは、おおむね1カ月ぐらいまで仮復旧をしまして、3カ月以内には間違いなく箇所を集めて、そのほうが安くあがりますので、本復旧をするというやり方もありますし、それから、そこだけは上級道路ですぐにやらなきやいかんというところは本復旧とかいろいろ例はありますけど、期間としては1カ月から3カ月ぐらいが大体相当です。

○高橋委員

水道の横断的な引き込みのための道路の掘削と

下水道というのは、縦断的に、しかも幅が広いということですから、本質的に違うと思うんですけど、水道の場合だと二、三カ月もあれば、文字どおり本復旧する。

つまり道路の機能をなるべく害さないように、なるべく機能が担保できるように努力するというのは共通項だと思うんです。

水道の横断的な掘削と下水の縦断的な掘削とでは、当然、転圧の時期、その他が違うと思うんですが、1年もかけないといけないんですか。つまり前年度の工事を翌年度で本復旧するというようなインターバルを置かないと、要するに転圧がかからないと、こういう理解ですか。ちょっと長過ぎないの。

○水道工務課長

私は2年前までは下水道におりましたので、あわせて答えさせていただきます。

まず、水道のほうですが、深さが基本的に1メートルから1メートル20、30ぐらいまでが原則です。それは先ほど言いましたように、圧密の現象としましても、いい土を入れて埋め戻しますので、余り下がらない。

それから、下水道は、開削の工事の場合が復旧舗装が必要になってきますが、開削は最大4メートルまでは開削で認められています。それはやはり通常の土木の知識がない方でも、4メートルあれば、当然、20センチずつ埋めてまいりますので、転圧とか地下水とかによって条件がいろいろございます。

当時、本復旧もあわせてやる時期もございましたけれども、単独で舗装、国庫補助とかいただけということが県のほうで確認されましたので、なるべく半年から1年以上のスパンでやったほうが確実に下がらないことができるであろうと。

その当時は近隣の方とかいろいろ市町村にお聞きしましたら、やはり私は安城市に移りますけど、安城市もやっぱり半年以上、1年以内ぐらいに舗装を駅前ですけど、していきました。

以上です。

○高橋委員

掘削の中身が違うんだと、だから十分転圧をかけて、本復旧したがまた下がったと。水道はよくあるんだ。本復旧したらまた下がってる。水がたまってあかんぞという話がある。そういうことにならないように十分転圧をかけてやっていただくと。わかりましたその姿勢は。それで聞きたいのは2,000万円かかったと。

土の入れかえに、あと200万円残るんですが今のお話では本復旧がややおくれるということをお話されたんですか。本復旧の時期と手法は今、わかりました。2,000万円の土の入れかえもわかりました。この補正予算を計上されておやりになるわけですが、本復旧が計画どおりきちっとできるんですけど、こういうことでいいですか。

○下水道課長

その土の埋め戻しに、余分に使った部分を今回の補正で対応させていただいて、その本復旧は対応させていただくということで今、考えております。

○高橋委員

土代はちゃんと補正ができたんだから、土の入れかえ分の補正はできたんだから、これでね。200万円余るぐらいでしょう。2,000万円の要求は2,000万円にしておけばいい。

○下水道課長

今、2,000万円強という中身で、今、2,200万円ということで、私、2,000万円と2,200万円というところでしっかり申し上げなかった。2,200万円、今、予定では必要であるということで考えております。

○高橋委員

わかりました。

公共樹設置工事費400万円、取り付け管設置工事費400万円、説明してください。

○下水道課長

公共樹設置工事について、まず御説明させていただきます。

公共樹は、家庭の汚水を下水道に接続させるために個人の敷地に設置する樹で、市が設置して管理も行います。下水道に接続していただける市民

の御要望により、随時設置をしているものでございます。

今年度、これまでの実績から予測しますと、年度末までに400万円の不足が見込まれるということで、今回、400万円の増額補正を要望させていただいたところでございます。

取り付け管については、公共樹と下水道をつなぐための管渠で、下水道に接続していただける市民の御要望により、接続可能な希望の位置に市が設置をしているものでございます。

これも今年度、これまでの実績から予測して、年度末までには400万円の不足が見込まれるという中で補正を要望させていただいたものでございます。

○高橋委員

つまり面整備をしたところの人々の接続率が予定よりも多かったと、接続率がね。つまり一生懸命面整備をやらせてもらっておるんですよ。しかし、それを接続してもらわなきゃ普及率にならんわけですよ。法律では3年以内に接続せよと書いてあるけれども、なかなかそうはいかない。いろんな事情がある。

そこで面整備したところがどンドンドンドン接続してもらいたいわけですよ。今回、この時期に補正するという事は、予定していたよりも接続率が上がってきたんだと、こういう前提で補正増になっているという理解でいいですか。

○下水道課長

当初の見込みからすると、接続していただける方が多くなるという見込みでございます。

○高橋委員

実績と22年度の見通しをちょっと示してください。件数を。

○下水道課長

公共樹については、9月10日までの実績で、公共樹でいうと139件の御要望がございました。これを月に直しますと、公共樹1件当たりのお金がしっかりと皆さんのお家の状況によって違うものですから、今、1カ月実績から175万円という実績を想定させていただいて、これを3月末までに

どのぐらいになるのかという想定をさせていただくと、およそ2,100万円。このことから400万円の増額をさせていただくと。

取りつけ管については、現在、9月までの実績で23カ所。これについては1カ所に直しますと、23万5,000円と。これを9月までの半年間で23カ所でございます。残りの10月から3月までを同様に23カ所でございますけど、これまでの実績から申しますと、後半のほうが30%程度伸びがあるという内容がございまして、それを30カ所に見込みまして、10月から3月の30カ所の見込みで705万円と、4月から9月までの540万円を足しまして1,245万円。この1,245万円にもう一つ連立事業の移転に係る取りつけ管の予定が今、3カ所見込んでございまして、その3カ所を1カ所当たり23万5,000円を掛けまして70万5,000円と。先ほどの1,245万円プラス70万5,000円で1,315万5,000円と、当初の予算910万円から約400万円の増額をさせていただくものでございます。

○高橋委員

そう難しい説明せんでもいいんですよ。平成21年度で公共樹設置が何件、平成22年度で今日まで何件、年度末までに何件見越してどれだけふえたので、この分を補正したとおっしゃればいいんですよ。

平成21年度の実績は何ぼですか、公共樹。

○下水道課長

今、平成21年度の実績について手元に資料がなくて申しわけございません。

○高橋委員

公共樹は1,680万円、当初予算で計上されていますよね。だから、それは去年の実績に基づいて面整備の量などを考慮して大体予算を組むでしょう、当初予算を。補正で400万円つけたということは、去年の実績を上回るだろうという見通して補正予算を立てたというふうに理解するんですよ。だから、平成21年度実績はこれだけ、平成22年度は今日これだけだけど、年度末これだけ予想しておりますと。公共樹の単価は幾らと言ってもらえばそれで済む話です。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時24分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

先ほどの公共樹の今年度の見込みと去年の実績ということで、去年の実績、公共樹は170カ所でございます。今年度見込んでいるのが324カ所。ただし、先ほども言いましたように、1カ所当たりの施工単価が、去年の実績でいいますと約5万8,500円、ことしについては324カ所でございますが、実績から1カ所当たり6万4,850円を見込んでいます。それによって、およそ2,100万円が必要だという内容でございます。

○高橋委員

大幅にふえたということなんですけど、今回補正されたということは、当初の見込みをさらに超えたということでしょう。400万円補正されたというのは、当初見込んでいたよりも、なお400万円分、樹を提供していくと、つけていくということですから、当初はどれだけ見込まれていたんですか。今度の補正でそれがどれだけふえたんですか。

○下水道課長

当初は、去年の実績の単価で約287カ所を見込んで、それが324カ所と。

○高橋委員

40ぐらいふえたんですね。42に6万5,000円を掛ければいいんですか。そうすると400万円になるわけですか。

○下水道課長

数的には、今の170と324ということで、それから当初の公共樹については、昨年度の実績単価でもって287カ所ということで、今は324カ所を今年度の実績の6万4,850円で計算をしまして、2,100万円必要だというふうに見込んでおります。

○高橋委員

いいですわ、細かいことは結構です。170

カ所の実績が当初287カ所の見込みだったと。つまり100以上ふえるという見込みでやったけども、なおかつそれがふえて324カ所の見込みだと。したがって、公共柵を補正予算で400万円ふやしたと、設置をね。こういう話だということね。1カ所が大体6万5,000円ぐらいだということですね。

それで、そういう議論が展開されてくると、私もうちょっと言わないかんのは、公共柵を設置する場合は、受益者分担金を払ってもらった人しか公共柵は入れないんですよ、当然のことながら。要するに、これは水道のメーターに当たる分ですから、民地の中で公が管理するんですよ。そうすると、当然、受益者分担金が入らんうちに公共柵はつけないでしょう。

○下水道課長

当然、そういう形になるかと思います。

○高橋委員

だから、公共柵の数をふやすには、受益者分担金の歳入がふえてないとまずいんですよ、本質論でいうとね。

公共柵というのは、お願いします、受益者分担金を払ってください。大体一つ5,000円です、受益者分担金。これを払ってくださるところには公共柵は取りつけないんですよ。したがって、下水道は供用開始できない。本管につながらないんだもん。でしょう。払ってくれたところにおいては公共柵を提供して、宅内をここへつないでくださいと。そこからストンと落ちるわけだがね、公の水路へ。だから、これは分担金を払われていない人には公共柵はつけない。水道のメーターは、分担金を払わない人につけるんですか。

○水道工務課長

申請の段階でいただかない限りは、工事いたしません。

○高橋委員

それは当然だわね。そしたら400ふえる、287、当初予算を見積もりしておったけど、40戸ぐらいふえるということであれば、厳密に言うと、歳入の分担金をふやさなきゃいかんですよ、下水道課長。厳密に言ったら、歳入の分担金をふやさなきゃ

いかん。歳入はそんなにたくさん見込んでおったんですか、当初予算で。歳入はどのぐらい見込んでおったんですか。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時32分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

大変おしくて申しわけございません。

当初、4,090万円でございます。

○高橋委員

それは宅地の広さによって違いますから、一律は言えんけれども、当初、4,090万円の受益者分担金を予定していたと。公共柵設置事業で287カ所、当初予算で予算計上したと。その予算計上に見合う歳入が4,090万円だというふうに理解するのがふつうですよ。これが合っていないんですか。分担金だけ余分にたくさん見込んでおったということですか。

○下水道課長

分担金については、年度末に整備できたところの区域を供用開始いたします。供用開始した部分について、公共柵の御要望がない部分についても、供用開始した部分については、その年度から分担金を賦課しております。

○高橋委員

そうすると、これは供用開始した各戸別のお宅に対して、まだ下水道の分担金をもらってなくても、対象者全部の分を予算化していると。つまり、平成22年度で供用開始できるであろうエリアについては、全員が分担金をもらうという予算化がしてあると、ということ。

だけど、実際は全員は分担金をもらえないわね。そうすると、年度末で減額するというわけ。

○下水道課長

賦課の考え方としては、そういう中で、これまでの分担金の徴収できる割合を掛けさせていただ

いて、予算化をさせていただいておるということでございます。

○高橋委員

だから、それが平成22年度でいうと287件を分担金の歳入を見込んだということやないんですか。

例えば、分担金を100件しか見込んでいないと。公共柵を300戸つけるなんていうのはおかしい話だね。前年度に金をもらって、年度をまたいで柵を設置することはないとは言えんけども、年度にもらったお金は年度中に柵を出すんでしょ、会計年度があるから。だから、分担金を歳入は公共柵の歳出と基本的にイコールというのが歳入歳出のバランスじゃないですか。そういうことと無関係に計上しておるの。

実測の一定の比率で分担金を歳入しているということは、大体、実績どおりの件数を毎年毎年歳入しているということでしょう。それは実績の上に乗って計算しているから、おおむね正解だと思います。だから、それに見合う公共柵を歳出すればいいけども、公共柵だけ補正ができてきて、歳入は微動だに動かないというのはおかしい話ですよ。そう思われませんか。

○下水道課長

前々から受益者分担金をいただいているところの住民の方について、まだ公共柵というか、下水道に接続する状況でない方については、公共柵を設置してない方が随分おみえでございまして、です。で、数年前に供用開始したところについても、公共柵を設置されてない方がおる中で、たまたま今回、今年度にそうした方たちが御要望されて、それに対して公共柵を設置しているという部分もございまして、当該年度の受益者分担金の徴収割合と公共柵という部分がすべて連動しているという部分だけではございませぬので、今回、たまたま今年度、前年度に供用開始した区域以外のところの接続要望がかなりあったということで聞いております。

○高橋委員

分担金をお支払いいただいても、宅内工事に金がかかるんで、私どものように小さな小ぢんまり

した住宅ならば、ちょっとした工事で済むと思いますが、旧家の古い、ましてやうなぎの寝床みたいなところだと、宅内に大変なお金がかかると。分担金を払ったけども、宅内工事をする前に公共柵というわけにもまいらぬので、宅内工事のときにセットで公共柵と、こういうことになりますよね。だから、その時期が会計年度と、あるいは柵の提供時期と異相があると。これはよくわかります。

だけど、そういうことを踏まえながら対応するというのが会計の原則ですので、ぜひそこは留意して今後もやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

念のために、現在、水洗化率というんですか、どれぐらいなんですか。

○下水道課長

水洗化率、接続率と申しておりますが、データ的には88.4%ということでございます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第63号について、挙手により採決します。議案第63号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第63号平成22年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号平成22年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第67号について、挙手により採決します。  
議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第67号、平成22年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高橋委員

補正予算は事業ですね。本会議でもちょっと問題になったんですが、総事業費5億円がこの時期に計上されて、鉄道事業者の受託事業に充当されると。その事業費の公開はきょうはもういいです。本会議でやったような状況だと。

問題は、その年度にその事業ができなかった場合に、一般的には、それは繰り越し行為をして、議会にも報告し、繰り越し行為をする。もしくは年度で終わりますから、減額補正をして、さっきの実施設計委託料と一緒に、減額補正して、新しい年度で仕切り直しをしていくと、こういうことをやるんですが、連続立体交差事業を長くやっておるんですが、例えば平成22年度の当初予算が6億円、平成21年度が10億円、これは事業費相当額でね。平成20年度が10億円、平成19年度は14億円、平成18年度は8億円、かなりの量があり、これはまだ名鉄には受託していない。この工事協定の後

に受託するんですが、こういう事業費が組まれているんですが、これは県と市で仮線用地、その他を買っていくわけですが、こういう段階で、今まで繰り越しなり、繰り越しの手続なりがきちっとされたということはあるんですか。

○都市開発課長

連立事業、用地買収のときには、物件の移転というものが発生いたしまして、それが年度内に完了しないということは多々ございまして、ほぼ毎年度繰り越しをしているというのが現状でございます。

○高橋委員

それは繰越手続を予算上、議会に報告をされて繰り越しをしたと、そういうことをおっしゃったんですか。

○都市開発課長

市が買収するものは市が予算を持っておりますので、それにつきましては、市議会のほうに諮っております。

ただ、愛知県が独自で繰り越しするものについては、市議会には報告がございましたか記憶がございませんが、それに対する市の負担金というものは繰り越してはおりません。

○高橋委員

その年度によって、あるいはその事業によって鉄道側の手によって歳出される執行と、市側によって歳出される執行がありますね。これは仮線の用なんかは市が買っていくということなんですが、今の答弁は市側が、つまり連立負担金が知立市のほうへ県からおりてきて財源を構成して、知立市の予算書で歳出する場合、用地購入費であったりその他いろいろありますが、歳出する場合にそれが当年度で決着がつかない場合には、市議会に繰り越しの手続をして、そして継続的に翌年度にその執行をゆだねていくという行為は、市の予算についてはやりましたと。ところが、愛知県が執行するお金、このお金の中には、全部、分担割合で4分の1の金が知立市からも行っております。これで愛知県が執行する。年度末までに執行できなかった。執行残が残る。出納閉鎖期間中にやると

かいろいろあるんでしょうが、執行残が残った場合には、一般的には繰越手続をしてやるか、あるいは一たんそこで減額予算をして、そして分担金を分担割合に沿って返すと、自治体に。自治体は負担金の減額補正をやると。

これで単年度予算主義というものを担保しなきゃいかんけども、今の担当課長のお話では、県が執行する場合には、それがなされていたとは言えないというふうに理解をするんですが、それでよろしいでしょうか。そういう理解でいいですか。

○都市開発課長

そのとおりでございます。

ただ、知立市が繰り越す場合も、その事業に対しても市は負担金を出しております。それが返ってくるわけですが、市が繰り越す場合も、市が出した負担金については、繰り越しはしておりません。

○高橋委員

これから市が事業の実施主体になるというのはまず少なくなってくると思います。これからは鉄道事業者が事業を受託して、鉄道事業者が工事をやって、その出来高によって、愛知県当局が支弁をします。会計検査院が御指摘のような形でやっていくということになります。

ただし、例えば10億円の予算を組む、20億円の事業費を組んでも、鉄道事業者がその年度にその仕事ができなければ、工事は連檐していきますから、知立市のように1億円、2億円になるという小さい工事じゃなくて、十数億円、何十億円という工事を一気にやるわけですから、年度の区別なんかなしに連檐してやっていくということも一面理解できないわけじゃないけれども、そこで当該年度に支弁できない金が残れば、当然、補正減にして次年度にもう一遍仕切り直しをしていくと。そして、出来高に沿ってお金を支弁していくということにならないといけない。

ところが、愛知県当局はそういうことをせずに、そのお金をどうやって運用しておったんですか。

○都市開発課長

そこまで把握をしておりません。

○高橋委員

副市長ね、継続費などがある場合に、基金をそうですが、どうやって運用するんですか。

○副市長

歳計外と歳計現金があるわけですけども、その運用については、会計管理者がその現金については、安全かつ確実な方法でもってそれを運用するというところでございます。

○高橋委員

したがって、それは分担金、公費ですから、愛知県当局が、安全かつ最も有利な方法でそれを管理・運用すると、今の答弁のとおりですね。ということになれば、有利な方法で預貯金等を行うということになります。

それが運用資金という形で、当然、利息を生んでくるわけですね。今まで幾ら生んだとか、そういう小さい話をするつもりはないけれども、そういう会計原則をよしとされたんでは、これは我々はまじめに鉄道高架の事業費の捻出や充当について議論しておりますも、大もとがそういうことでは大変問題ではないかというふうに思いますが、どう思われますか。

○都市開発課長

確におっしゃるとおりだと思いますけれども、我々が負担金を支払っていく根拠といたしまして、愛知県が市町村負担金事務取扱要領というものを定めております。この中で書かれていることが、負担金の徴収というのは10月末と3月末と2回に分かれておりますが、10月にはその半分を払うということになっています。

3月はこういった支払いするかといいますと、最終的な負担通知の額から最初に半分支払ったものを除いた額を払うということが規定されておまして、私どもに来ております通知書というものは、事業費全体のものが来ております。したがって、これにのっかって行うということになりますと、全体から支払った部分を差し引いた、いわゆる残り半額を支払うということになっておりますので、これにのっかって支払っていくというのが現状でございます。

○高橋委員

今、どういうことをおっしゃったんですか。その御答弁は、実績を超えて負担することはないと。工事实績を超えて負担することはないんだということをおっしゃりたかったんですか。

○都市開発課長

そうではございません。出来高が見込めていないものがありますので、繰り越しをするわけですが、市の負担金としては、要求があったお金をすべて出しているということで、完了を見込んでいないものについても負担をしているということでございます。

○高橋委員

つまり当年度で負担行為を必要としない資金であっても、当年度に負担金として支弁していると。それはわかるんですか。負担行為は今年度はないじゃないかと、どこでそれを見分けるんですか。

○都市開発課長

正式なものではございません。ただ我々は、負担をしている以上、どれだけを繰り越しているかというのは把握する必要がありますので、それは県に聞き取りをしております。

○高橋委員

そうすると、毎年度それなりの繰り越しの金を持っているということを確認しているということですか。どれぐらいお持ちになっているんですか、愛知県は。

○都市開発課長

愛知県が今年度、繰越額をどれぐらい持っているかということで、少々時間をいただきます。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時53分

再開 午後4時53分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

申しわけございません。手元に資料がございませんので、後ほど調べまして報告させていただきます。

ます。

○高橋委員

何十何円まで求めているわけじゃないけども、アバウトでどれぐらいなのでしょう。

○都市開発課長

申しわけございません。頭の中に入れておりません。何ともお答えできません。

○高橋委員

金額の大きさはわかりませんが、10月に半分、例えば今年度6億円でしたね、6億2,000万円。市の負担額が1億5,550万円です。6億2,200万円に対する知立市の負担分が、10月に半分ということになると、7,000万円から7,500万円ぐらい払われたと。まだ来ていませんが、3月末に残りを全部くれというんじゃないで、何に基づいて残りを払うんですか。

○都市開発課長

最終的な市に支払って下さいという通知が参ります。そこに金額が入っておりますので、その金額から10月に支払った差し引き分、残り全額を払えということでございます。

○高橋委員

その紙が回ってくる紙の根拠は、何を根拠に紙が回っているんですか、金額。10月の残りを払えと。だから、例えば平成22年度は1億5,550万円ですと。これは予算を組んでいますけど、1億5,520万円だと。10月に7,500万円を入れてもらったんで、あと残りを払いなさいということならば、これは我々として予算とピッタリで合うんでわかるんだが、違う数字が来るわけですか。その数字の根拠は何をもとに県は要求するんですか。

○都市開発課長

まず、国のほうから知立連立に対する事業費の配分が県のほうに参ります。それに従って全体事業費がかたまっていますので、その時点で、愛知県のほうから知立市に対して、この金額を支払って下さいという意見紹介が参ります。その金額に対して、市から支払いできますという回答を出します。それによって事業費負担額が確定してまいります。



○高橋委員

それは予算編成の段階で数字が示されますよね。例えば、6億2,200万円というのは、平成22年度の当初予算ですが、総事業費の、これは内示を受けて予算編成時期に示される数字ですよね。それを受けて知立市が4分の1を予算計上するんです。それが合っていないとおかしいでしょう。一般的に問題がなきゃ、予算どおりならば1億5,550万円がいいんです。

ところが変わるということは、国の配分と言うけども、実態があるわけですから、予算執行という。要するに、当年度歳出というのがあるわけですから、その歳出に着目して歳出分を支払わなきゃいかんですからね、今年度じゅうに。

その歳出が平成22年度で幾らだったのかということが明確になれば、それはさっきから出ている入札差益もあるかもしれない。工事が比較的、手身近に済んだかもしれない。そうすると、6億6,200万円が必要でなかったかもしれない。5億5,000万円で済んだかもしれない。それを受けて知立市の4分の1はこれだけですよというのがふつうですよ。ところがそうじゃないということですか。

国の分割予算、国の割り当て分が決まって、工事の実態とは無関係に国の割合で金額が決まって、そこから4分の1の計算で要求されるということですか。

○都市開発課長

確かに国の配分額が基本になりますけれども、それに対して、愛知県、名鉄、市がやる事業がございますので、その事業に対して総額を案分したもの、それを愛知県が作成いたします。それを意見紹介のときに添付をして、この内容で執行したいが、知立市の意見を聞くというような事務作業が行われます。

○高橋委員

それはどこが執行してもいいですよ。どこが執行してもいいけど、要するに執行額を何をもって決めるかということですよ。

愛知県がやっても、知立市がやっても、名鉄が

やってもいいですよ。つまり平成22年度でここまで事業をやりましたと。その4分の1を出せばいいわけでしょう。だから執行額が明確であれば問題ないです。

けども、そこが明確にならずに、別な物差しで、今年度の執行額はこれだけだと、いいですねと、幾ら出せますかと、予算で計上して出しますと、こういう話じゃ現実のギャップがあるわけでしょう。

だから、県が指し示す必要額というのが問題なんだわな。何をもって国との関係があるというようなことをおっしゃるけども、そこはどういうことなんですか。もう一遍わかりやすく。

○都市開発課長

やはり配分が幾らあるかによって、何ができるかというものが決まってきます。ですから、それに見合う工事を、例えば名鉄から、何がやれるのか、そのうち配分の中でどこまでやれるのかということを愛知県が判断をし、それぞれ枠配分をすると。

名鉄の工事をやるためには、市が同調してやらなきゃいけない物件補償ですとか、用地買収とかありますので、それはそのために確保するということで、それぞれ枠配分をする。それは愛知県のほうでそういう作業を行います。

○高橋委員

そういうことなんだけど、年度末に精算をしてくるわけですから、年度末に金額が提示されるわけですから、最終的ね。その半分は既に10月に出していて、最終的にその残りを出すというわけでしょう。それが言ってみれば工事実績、県・市・名鉄がそれぞれその年度の仕事をします。その工事実績のトータルとイコールなら問題ないわね。それを4分の1で割り戻せばいいんだから、それは全然問題はないだろう。繰り越しもなければ、当年度、当年度できちつきちつといきますがね。ところがそうではなくて、県には留保金が残っているんだと。それを確認しているんだということであれば、現実と資金の支払いの間に誤差があるわけでしょう、当年度主義ということでしょう。

と。だから、その問題点は何かということを知っておくわけです、平たく言うと。

だから、過剰な分担金を最終的にはトータルでイコールになるわけです。当年度の分担金に過剰な要求があるんじゃないかということのチェックをせないかんじゃないかということですよ、当然。どうですか、そこら辺を含めて。

○都市開発課長

確かに、過剰なお金を払っている年度もあるということでございます。出来高に見合ったものでしか負担金を払っているということではありません。要求されたもの全額を払っているということでございます。

○高橋委員

金額は今すぐわからんと、教えてもらえますか。

これからいよいよ本格的な、単年度30億円、仮専で90億円、本格的に橋脚が建てばもっと要るでしょう、単年度で。そのときに今、課長が御答弁のように、工事実績にきちっと基づいた分担金の精算ならよろしいわけですが、そうではない物差しで分担金を請求されることについては問題があると、そう思いますが、どうですか、それは、いいですね、さっき答弁いただいたんだから。それをどうやってチェックし、精査していくかということです。

先日、名鉄へ行っていただきましたね、市長。名鉄へお出かけいただきました。透明性の確保等、この問題もちょっと言っていたんだですか。何か報告すべき内容があったら言ってください。

○林市長

せんだって都市整備部長、そして次長、課長とともに名鉄のほうに行っていました。

お願いをさせていただいた私どもから、主に3点、4点、コストの削減、そして事業の早期事業完了、3点目が駅舎のデザイン、そして4点目が透明性の確保ということで、4点お願い等々させていただいたわけであります。

コストの削減の取り組みについては、しっかりとやってくださいということで申し上げておきました

次に、事業の促進についても、平成35年度に延伸したということですが、議会、市民も早期完了を望んでいますので、ぜひとも事業促進をお願いしたいと強く申し上げておきました。

駅舎のデザインでありますけれども、今後、いろいろ事業が進んでいく中で、地元と共同で進められるような機会というか、そういうような場の検討をお願いをしたいと申し上げました。

そうした中で、高架本体の構造は、既に現在の設計で固まっているということで、なかなか構造変更となると難しいなど。しかしながら、外壁や内部仕上げなどのデザインはこれから検討していくということですので、そういう場もまた設けられるかなということはおっしゃってくださいました。

続きまして、透明性でありますけれども、透明性は、当然ながら市民も、利用者の方々も望んでいると。とりわけ私が申し上げたのは、この鉄道高架事業というのは、市民の方々が本当に期待をしているし、注目をしている事業ということを非常に強調をさせていただきました。名鉄としては、その辺を十分踏まえてお願いをしたい。事業費の透明化をお願いさせていただきました。

そうした中で言われましたのが、情報開示など透明性確保については県から協議をいただいているので、検討しているが、全国的な問題であり、名鉄だけでは進められないなどということ、また、現在、国のレベルで鉄道事業者も入って協議中であるので、これを見守りたいという点、そして引き続き事務レベルで、今後も県・市あわせてしっかりと検討していきたいということはおっしゃっていただきました。

いずれにしても、これからはしっかりと物を言っていくということは大事なことだなというふうに思いました。

その中で、やはりこの透明化については、全国的に今の状況が、鉄道事業者と公共側との間でなっている状況ということ、また他市もそんなような状況でやっているよということをしきりにおっしゃられる。

やはりこれは県と名鉄が契約しているということもありまして、これからもっと県のほうにもしっかりと言いながら、ともに名鉄に言っていかなければいけないというふうに改めて感じさせていただきました。

○高橋委員

12月10日に行っていたということですが、今の市長の御発言では、大幅な前進は余り期待できなかつたと、そういう答弁はなかつたというふうに、今の答弁を聞く限り。

部長、どうですか。県の単年度予算主義に対する対応も含めて、あなたの考え方をちょっと、今後、県への具体的な働きかけを含めてお答えください。

○都市整備部長

まず、名鉄に対するいろんな要望といいますか、点につきましては、先ほど市長のほうで御答弁を差し上げましたとおりでございまして、特に私、透明性の問題について、私からも強くお願いをさせていただきます。

しかしながら、やはり名鉄としては、全国的な課題というところがかなり大きく壁になっているというふうに、私も会話の中ではそういうふうな受け取り方をしています。そのためには、やはり県・国を通じた中で、そういう取り組みも今後お願いをしていかなきゃいけないというふうに認識した次第でございます。

次に、負担金の話につきましては、これは直接、名鉄には関係のない事項でございますので、この話は名鉄に対しては一切しておりませんが、県に対しましては、これは本会議で御質問をいただいている。以前から私も、負担金に対する繰り越しという考え方ですね、これを随分以前ですけれども、担当の方に、なぜ繰り越分まで含めて負担金を払うんだという投げかけをした経緯はあるわけですが、やはり県はこの連立事業だけでなく、先ほど課長が答弁したとおり、愛知県の全体の建設事業に対する負担金を事務取扱要領で進めておりまして、この中で繰り越しに対する事務処理が明確にうたわれておりません。これは私も確認をさせていた

だいたんですが、そういう中で、いわゆる単年度主義という観点からすれば、当然、3月末で一度、その部分の出来高に応じた支払いに変えるべきだという考え方もあるわけですが、県としては一つの事業、繰り越しという手続の中で、一つの事業が継続しているということで、いわゆる負担金という性格から全額納付をいただいているというような感じの回答でした。

また、それについて私どもも、今の時点で、再度、これはもう少し突っ込んで、県に対して、負担金に対する考え方、いわゆる県の会計財政処理上の中で何が繰り越しに対して市の3月末の精算ができないのかということも県に確認、また県の方針を確認した上で、私どもして他県の事例も含めて一度調べさせていただいて、県にお話をさせていただきますというふうに今現在は思っております。

○高橋委員

名鉄は全国的な課題だという大義を掲げて、個別知立の連立だけを情報開示の前進の対象にできないというようなことをおっしゃっていらっしゃる、そういう響きですが、これは我々からいうと、申し上げたように、膨大な資金ですから、何としても一つ一つの支払いや歳出について精査し、厳密にし、自由な競争原理も入れていただいで対応すると。

615億円というのは設計金額だという理解をしております。設計金額が具体的に請負契約の段階では、一般的な公共事業ではそれイコールではない、さっき下水道と議論したところですね。それは差益を含めて出てくると。

ただ、鉄道事業者の弾いた設計金額というのはもっとシビアだというのは、部長も個人的にはおっしゃっているわけですが、それはとれかくとして、いずれにしても、自由な競争原理がどの程度担保されているかによって、37%なんていうことは期待もしておりませんし想定もしておりませんが、その中から何%でも減額されてくるという、そういう透明感あふれる原理が導入されてくるならば、そこから経費の節減が、設計金額と請負金

額の間に当然の差額が出て当たり前だと。これは自由競争の原理だと。幅はともかくねというふうに思うんですね。その担保を何とかできないのか。そのためにはどの程度の事業費がかかるのか。当該年度の工事契約は一体どうなっているのか、また年度末の工事実績の報告書に何がどのように明確にうたわれているのか、それをしっかりつかんだ上で、個々の契約や入札の仕方についても検証していくと。

この過程が残念ながら担保されずに、当該年度の契約本分だけ明らかにすると。県としての総事業費と行使だけ明らかにすると。あとは企業秘密と。入札においてはほとんどないと。市側にも公表してないと。私どもが独自に入手したデータによればというような形容詞がありました、本会議でね。だから、それも明らかにならない。当局もわからない。

毎年30億円という金が仮線の段階では出ています。それが高架工事になれば、さらに大きな金が出ていく。我が市は火の車と。普通財産を売却しなきゃいかんというところまで議論が進んでいると、こういう関係ですね。

そして愛知県は、負担金だからということで、どんぶり勘定で、繰越金も含めて県が担保して、実際、単年度で戻さない。それを最も有利な環境で運用するというわけですから、利払いを受けて運用しているわけですね。それは県の金になると。こういう理不尽な地方自治体のいろは、公共事業のいろはからいって、どうしても理解できないような関係の仕組みの中に連立が置かれて、黙って見ていていいのかということですね。なぜこれがきちとしないのかということについて、今日までの述べてきたが、大変、私は怒りを感じています。

ということを申し上げて、もう一度、市長か部長でも結構ですが、今後の方向、所見、決意を明らかにしてください。

○都市整備部長

高橋委員のおっしゃるとおりでございます、いかに競争性を発揮させて、コスト削減を図って

いくかということも、私どもの負担金を減らしていくという一つのこれは課題だと思っております。

そういった部分で、これまでの連立事業の委託工事については、透明性が確保されていないというような状況があります。国もその点については、やはり現在進めている調整会議の中で一つの議題として、鉄道事業者の設計上の単価、また入札の方法等について、透明性の確保をするようにというような議題も上がっております。

だから、そういった部分で、国の意識も透明性の部分については、ある意味、そういった方向に向いているということでございますので、私としても、そういった観点から、さらに県・国にも、機会を見てお願いをしていきたいというふうに思っております。

○林市長

私からも一言申し上げておきます。

今回のこともそうではありますが、まず本会議でも、高橋議員から御指摘いただいたように、県の単年度主義、財政規則のあり方等々のところから突っ込んだらどうだということでありまして、やはり県のほうは、繰り越しをやっているときに、国のほうの財源は未収入特財で、市のほうは既収入特財で送っているような嫌いがあるわけでありまして、やはりそうしたことは明らかにするためにも、知立市のほうにまずは返してもらい、そんなことをやはり県のほうに言っていかなければいけないと思っております。それは一つの透明化とは別の視点でやれるところかなというふうに思っております。

名鉄のほうであります、名鉄のほうに透明化の話を見せていただいたときに、やはり相手の心に響いたかなというふうに思われた言葉が、知る権利、この税金がどこに使われていて、どんなふうに使われているかというのは、本当に市民の知る権利なんですということを申し上げました。それで今、名鉄の鉄道高架というのは、知立市民が本当にすごく注目をしているんです。名鉄も、その辺のことを十分わかってくださると本当にいいですけど、ということをくどくどと申し上げたと

きに、やはり名鉄も御商売ですので、ちょっと心に響いてくれたのかのような感じがありましたので、いずれにしても、これは県と国、そして知立市が協調して取り組んでいくということがこれからも必要だなというのは改めて実感をさせていただいております。

#### ○高橋委員

道理と事実に基づいてこれからもしっかり声を上げて行ってほしいし、私どもも、市議会が皆目検討がつかんような大幅な負担金が投入されることについては、これは本当に私、怒り心頭というか、こんなことが許されていいのかと。この不景気の中でみんなが血税して大変な中で税金を払っているやつが、出口で全く不明確と。こんなことでいいのかということを実際に感じながら、名鉄問題、心を痛めております。

私どもでもできることがあれば、知恵を出しながら対応しなきゃいかんという決意を持ちながら、これからも頑張っていきたいというぐあいに思いますので、とりわけ理事者の皆さんには、職責をかけて奮闘していただくということを申し上げておきます。

事務取扱要領、加藤課長、これをひとつ御提出願えませんか。いいですか。

#### ○都市開発課長

写しをお出しいたします。

#### ○高橋委員

これで補正の議論になるわけで、一つだけ私、ちょっと気がかりなことがあって、前にも理事者の皆さんにはお話ししたんですが、三河知立の高架との関係で、留置線、その隣の作業用の車両の基地があります。これも全部、あの機能を全部高架で上へ上げると。つまり高架の島みたいなものができるんだよね、そういう意味で言うと。それぞれ全部橋脚で2階より上、中3階の位置になるんだわね。こんな工事をやるのは大変だということで、今、向こうへ駅を移すことを含めた経費削減が議論されているということですが、留置線というのは今、使っていないんだと。つまり三河線の山側と海側を列車の入れかえをやるのに、三河知

立のあそこでやるんだとことですが、今は使われていない。今、どこでやっているかという、上からの住宅地図を見るとよくわかるんだ。加藤耳鼻科の前でクロスしておるんだわ、住宅地図を見るとね。あそこでやるんだわね。

本線と三河線が留置するということではできません。クロスしてないんだもの。真ん中の広い空間がありますから、三河線の山側と海側は留置しています。要するに、ポイント切りかえで列車が乗りかえできるようになっている。

この機能が、現在は駅の東側で担保されておるんですね。だからこれは高架3階部分で、あのクロスは3階部分できるんじゃないですか。一度検討するということを書いてみえたんで、これはできると思いますよ、私は。

#### ○都市開発課長

実際には、高架の中へはシーサスクロッシングと言いますが、挟みの分岐機、クロスしている分岐機のことなんです、これも実際は計画の中に入っております。

ところが、この分岐機を使って入れかえをしようとしたら、3階が真っ平ら、レベルでずっとつながっていればできるんです。ところが、現在の計画、三河線は、海側・山側にしても、いきなり知立駅から急な勾配がついています。この勾配中で列車をとめて、また逆戻りする。これは安全上、できないということを聞いています。

ということから、3階での車両の入れかえは不可能だという見解でございます。

#### ○高橋委員

ちょっとフラット伸ばせばいいじゃんか。本当なら、三河線であんな橋脚を建てて基地をつくるより、入れかえのクロスをつくるより、ちょっと伸ばしてクロスさせばいいじゃないの。そのほうが経費は安くなるんじゃないの。むしのいい話ですか、それは。それで担保すると。3階で担保すると。それでちょっと長引きますと。だから、おりてくる勾配がもちろん規制がありますから、むちゃくちゃおれんけども、すりつけていって、一番問題なのは、それでグーッと来たときに、

旧1号線で地下に入れないのが問題になるよ、それは。旧1号線で地下に入れなかったり、本郷線があそこでグーッと周りながら、あそこでクロスしながら、環状線とぶつかるじゃないですか。あのときにくぐれないという問題ですよ。そこが担保できれば可能じゃないですか。そうすれば三河線に留置線は要らないということになると、少し考え方が変わってくるんじゃないですか。

そして、工事車両は、私、この間、見てきました。矢作建設の工事に使う車両が置いてありました。あれを土橋なら土橋に持っていくという話もちよっと聞いておるんですが、そういうふうにするれば話はまたちよっと違うんじゃないかというぐあいに思うんですが、どうなんですか。

○都市開発課長

3階部分のレベル区間を伸ばすという話で、委員がおっしゃるとおりでございまして、山側は元国道1号線で、けた下が制限されていますので、そこでおり切るためには、現在でも最急勾配を使って、やっとならそこでおりにしています。ということから、レベル区間延びますと、多分、元国道1号線のけたに当たってしまうということが考えられます。ただ、海側は可能なのかもしれませんが。

もう一つ、留置線の機能としまして、これは私も改めて気がついたという点なんですが、知立駅という主要駅、その隣接駅には、万が一の場合、隣接駅でとまってしまった車両がある場合は、隣接駅に退避する機能を持たせるというのが名鉄の規定かどうかわかりませんが、そういう考え方があるようです。

ということで、現在使われてはおりませんが、万が一、いつあるのかはわかりませんが、その状態に備えているということです。

ということから、新駅ができた場合にも、それはやはり必要だということで、その施設がある以上、3階で切りかえのできないものは、留置線まで持って行って、その機能を利用してやることのできるということで、こういった計画が今、なされております。

○高橋委員

この間、特別委員会で佐藤議員からも、海側の別線方式は考えられんのかという議論も出ておりました。これはまた検討してもらえばいいですが、いずれにしても、何とかコストが下がるような視点から、透明化も一つですが、工事工法が変わらん限り設計金額は変わりません。設計金額はかかりません。何とか透明性で、さつき答弁もあったようなことを含めてコスト削減につなげたいという思いはあるんですが、何とか設計上、もう少し、あれだけ大がかりな駅ですから、もう少し知恵があるような感じがします。

私たちは素人だし、図面をざっと見せてもらった覚えもないわけで、遠くから、靴の上から足をかくような議論しかできないわけですが、やっぱり英知を集めてそういう方向を生み出していくというのは、理事者の皆さんを中心に大きな課題だと。我々も思いがあれば語っていきますけども、ぜひそういう点に一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

ちよっと考え方をお聞かせください。

○都市開発課長

連立事業に携わる者、三者、鉄道事業者、愛知県、知立市でございまして、この三者統一の課題がコスト削減であると認識しております。今後も、その削減ができるよう努力してまいります。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第68号について、挙手により採決します。議案第68号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 平成22年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会します。

午後5時27分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日  
知立市議会企画文教委員会  
委員長